

**平成30年度  
青森市子どもの権利相談センター  
活動報告書**

青森市子どもの権利擁護委員

## 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日制定

平成二十四年青森市条例第七十三号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第三条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成二十三年三月子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

## 6歳を迎える「青森市子どもの権利相談センター」



子どもの権利擁護委員 小林 央美

平成24年12月25日、子どもの権利保障を目的に「青森市子どもの権利条例」が施行されました。さらに、その条例の具現化に向けて相談や調整活動を行う拠点として、平成25年5月1日、「子どもの権利相談センター」が開設され、もうすぐ、満6歳を迎えます。人の成長で考えますと、小学校入学という大きな節目の歳となります。「子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、心身共に健やかに育つことを願う」本センターの活動の6年間を概観してみます。

この6年間に寄せられた相談は、延べ3075件で、相談案件数は623件です。1件当たり5回の相談を実施していることとなります。6割以上が子ども自身からの相談です。相談方法は、窓口相談・電話相談・メール相談等です。方法別に見る初回相談の割合は、電話相談が約6~7割で最も多いのですが、電話相談の後に窓口相談に至るケースもありました。窓口相談の割合は漸増傾向が見られました。窓口相談や電話相談では、じっくり話をお聴きして課題を明確化しながら、相談者自身がエンパワーメントしながら「解決者は自分であること」を自覚し、課題解決に向かうことが出来るように伴走させていただいてきました。1件当たりの相談回数が最も多いのはメール相談です。メール文を通して、スモールステップでの応答を繰り返し丁寧に行ってきた結果と考えます。その結果、相談者の方から「ありがとうございました。もう大丈夫です。センターを卒業します。」といった声が聞かれることもありました。また、センターは課題解決に必要と考える場合、第三者機関として相談者の了解を得た上で、学校や関係機関に出向いて調整活動や自己発意による調査活動を実施してきました。6年間の調整活動は延べ230件、調査活動は延べ59件です。これらの活動の多くは、それぞれの立場での考えや見立てを情報共有しながら、子どもが育つための人的環境の調整と体制づくりへの働きかけであったかと思えます。

この6年間、相談者の意志を尊重しながら、真摯に対応させていただいてきました。この間、その活動に対するご褒美をいただいているようなほっとする場面が多々ありました。関わった子ども達が、入学や卒業といった成長の節目に、センターに挨拶に来てくれるのです。あの子が困難を乗り越えてこんなに成長してくれて・・・と、少し、親心のような気持ちにもなりますが、それ以上に子どもの力のすごさを感じて元気をもらいます。

次代を担う子どもの健やかな成長と幸せを願い、多くの大人がチームとして子どもを育てていくことができれば、きっと、青森の発展につながることでしょう。そのチームの一つに子どもの権利の視点からセンターをご活用いただければ嬉しく思います。

最後に、本書は平成30年度のセンターの活動報告書となっております。各機関の皆様のお役に立てただけであれば幸いです。



# 平成 30 年度活動報告書

## 目 次

---

### I 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

### II 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

### III 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 制度・活動に関する研修、会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

### IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「答えのない問いに向き合う力」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 子どもの権利擁護委員 沼田 徹・・・45
- 「『黒い羊』は夢を見る」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 子どもの権利擁護委員 関谷 道夫・・・48

### V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

### VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

### VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿・・・・・・・・・・・・ 73



# I 活動の状況

---

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動





# I 活動の状況

## 1 相談活動(H30.4.1～H31.3.31)

相談受付件数は、実件数(※1)が90件、延べ件数(※2)が339件でした(前年度:実件数105件、延べ件数608件)。

さまざまな困難に直面した子ども及び保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、1件の相談当たり平均3.8回(前年度は5.8回)のやりとりが行われました。

☆「相談受付件数」の年度比較はP61参照

### (1) 月別相談受付件数(図1)

これまで、センターを周知するためのチラシ等の配付後に新規相談が多く寄せられる傾向がありましたが、平成30年度は昨年度同様に広報・啓発活動をこまめに実施したことで10月を除き平均的に相談が寄せられました。

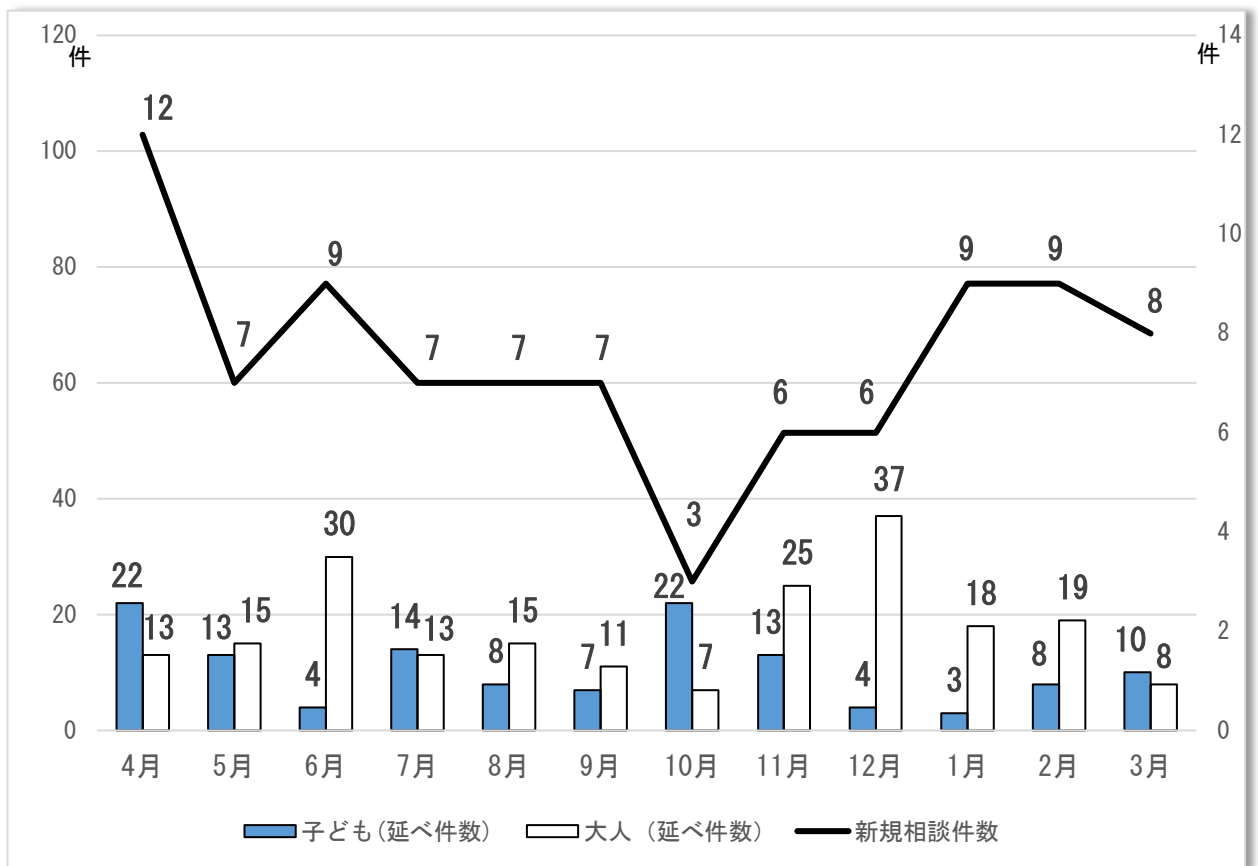


図1 月別相談受付件数(延べ件数:339、新規件数:90)

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 相談者の内訳(図2、図3)

相談者(※3)は大人(61人 67.8%)が子ども(29人 32.2%)の約2倍となっています。その内訳は、父又は母(41人 45.6%)が最も多く、次いで高校生(14人 15.6%)となっています(図2)。

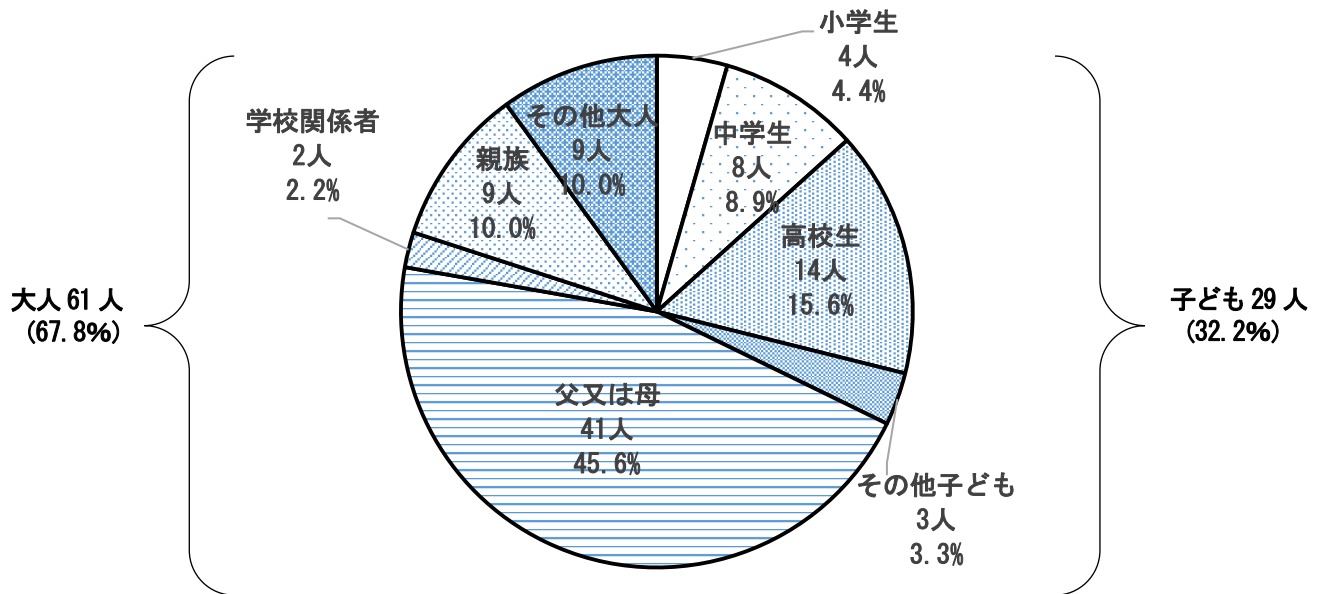


図2 相談者の内訳(実人数:90)

延べ人数では、大人(211人 62.2%)が、子ども(128人 37.8%)の約1.6倍となっています。その内訳は、父又は母(105人 31.0%)が最も多く、次いで高校生(101人 29.8%)、学校関係者(64人 18.9%)となっています(図3)。

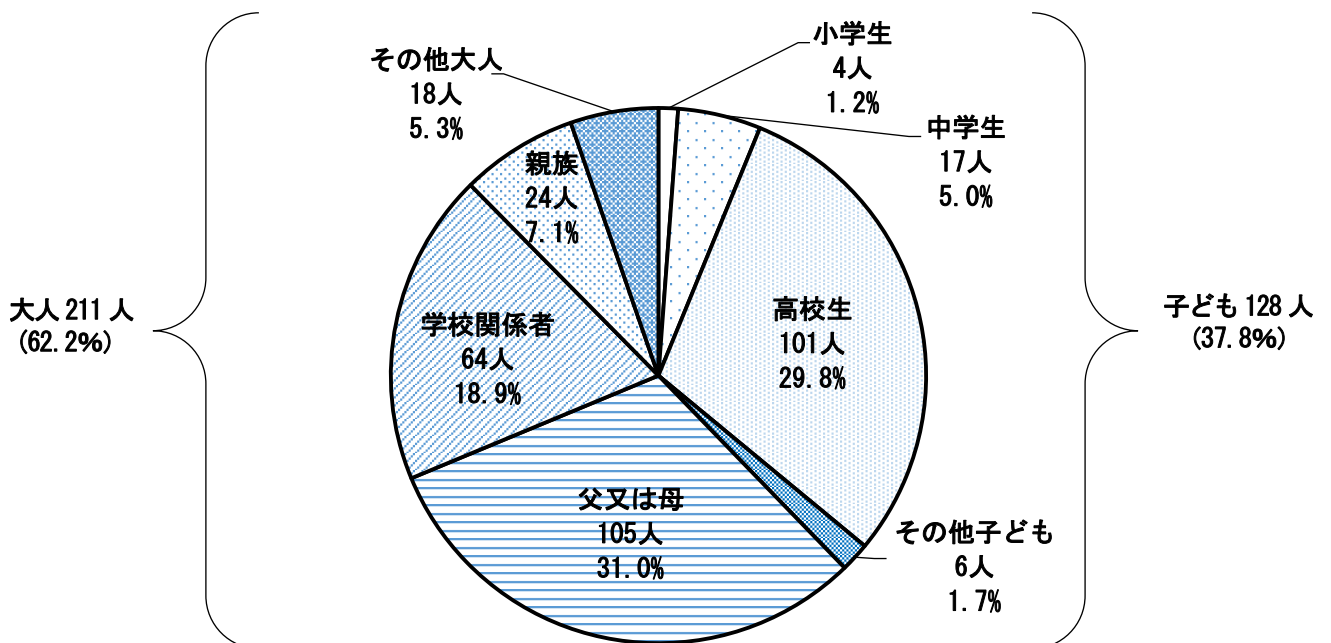


図3 相談者の内訳(延べ人数:339)

☆ 「相談者の内訳」の年度比較はP61参照

※3 相談者  
相談をしてきた人のことをいいます。

### (3) 相談対象者の内訳(図4)

相談対象者(※4)の延べ人数は、高校生(113人 33.3%)が最も多く、次いで小学生(77人 22.7%)、中学生(62人 18.3%)となっています(図4)。

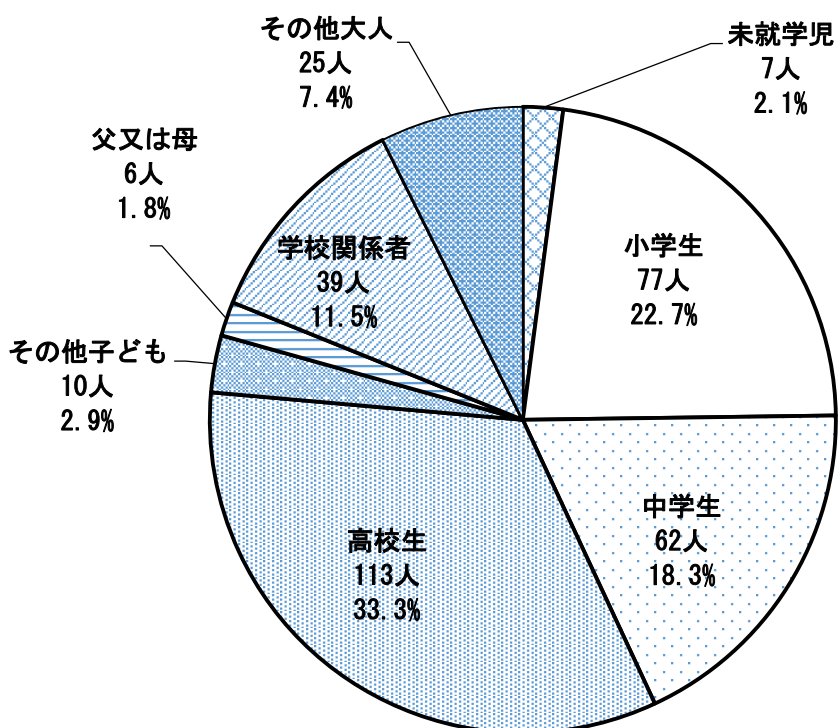


図4 相談対象者の内訳(延べ人数:339)

☆ 「相談対象者の内訳」の年度比較はP61参照

※4 相談対象者

誰についての相談かということです。

例えば、母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親になり、「相談対象者」は小学生となります。

(4) 相談の方法(図5、6、表1)

初回相談で最も多かった相談方法は、電話(57件 63.3%)でした(図5)。

延べ件数で見ると、電話による相談(177件 52.2%)が最も多く、次いでメールによる相談(106件 31.2%)となっています(図6)。なお、相談方法は、相談継続の中で解決の最良の方法を模索しながら変わることがあります。

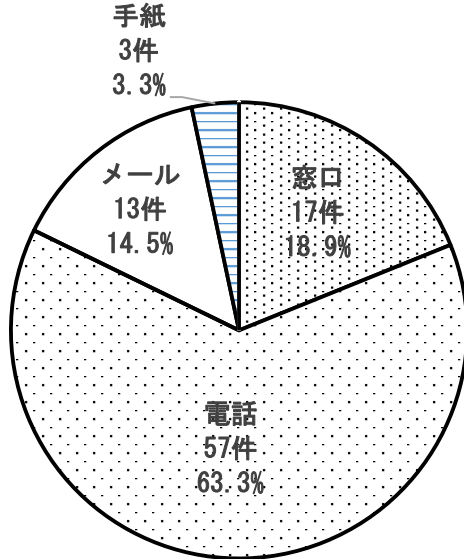


図5 初回相談の内訳(件数:90)

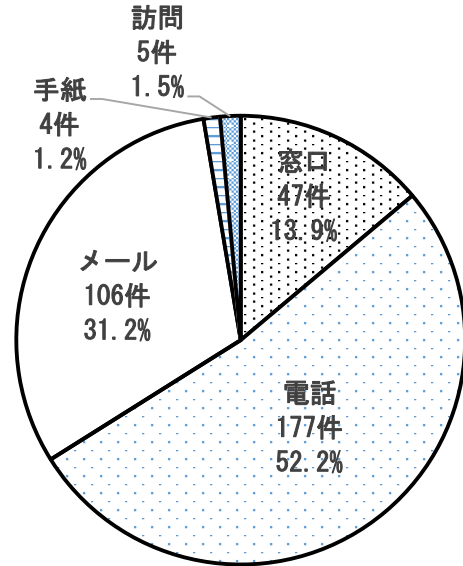


図6 延べ件数の内訳(件数:339)

☆ 「相談方法別件数」の年度比較はP62 参照

相談者と相談方法の関連では、子どもからの相談はメールによる相談(81件 23.9%)が、大人からの相談は電話による相談(157件 46.3%)が最も多くなっています(表1)。

表1 相談者・相談方法別件数

相談者 相談方法	子ども				大人					合計
	小学生	中学生	高校生	学年不詳	父親	母親	親族(祖父母等)	学校関係者	その他	
窓口	2	6	16	0	0	14	4	1	4	47件 (13.9%)
	24件(7.1%)				23件(6.8%)					
電話	2	5	13	0	9	68	10	57	13	177件 (52.2%)
	20件(5.9%)				157件(46.3%)					
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件 (0%)
	0件(0%)				0件(0%)					
メール	0	6	71	4	0	14	10	1	0	106件 (31.2%)
	81件(23.9%)				25件(7.3%)					
手紙	0	0	1	2	0	0	0	0	1	4件 (1.2%)
	3件(0.9%)				1件(0.3%)					
訪問	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5件 (1.5%)
	0件(0%)				5件(1.5%)					
合計	4	17	101	6	9	96	24	64	18	339件
	1.2%	5.0%	29.8%	1.8%	2.6%	28.3%	7.1%	18.9%	5.3%	
	128件(37.8%)				211件(62.2%)					

## (5) 相談受付の時間帯と所要時間(図7、8)

相談が最も多い時間帯は、子どもは16時から18時(48件 38.4%)まで、大人は10時から12時(67件 31.9%)となっています(図7)。

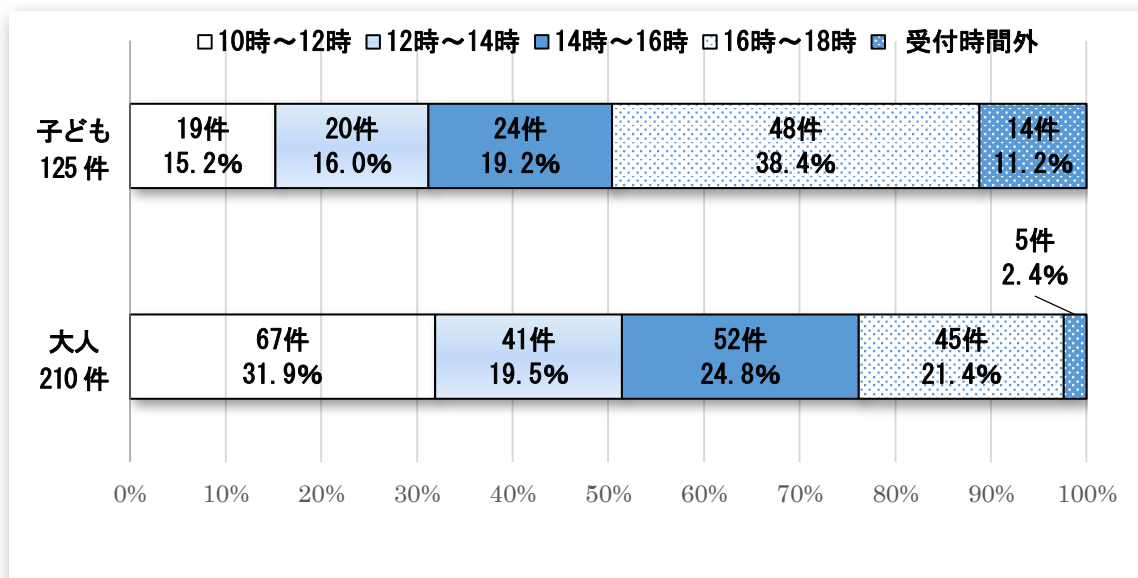


図7 相談受付の時間帯の比較(手紙相談を除く延べ件数:335)

相談の所要時間について、電話相談と窓口・訪問相談に分けて比較してみると、電話相談では、30分未満(子ども:15件 75.0%、大人:141件 89.8%)が最も多く、窓口・訪問相談では、子どもは、30分以上1時間未満と1時間以上2時間未満が多くなっています(ともに7件 29.2%)。大人は、1時間以上2時間未満(13件 46.4%)が最も多くなっています(図8)。

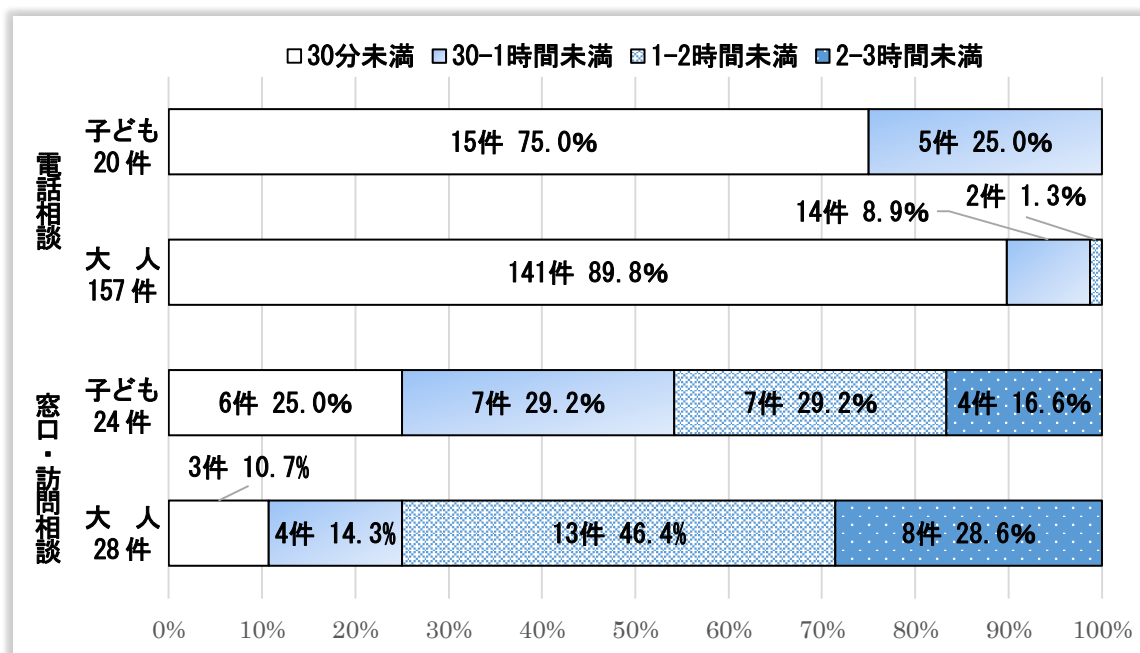


図8 相談受付の所要時間の比較(FAX、メール、手紙相談を除く延べ件数:229)

☆ 「相談受付の時間帯」の年度比較はP62参照  
 ☆ 「相談受付の所要時間」の年度比較はP63参照

## (6) 相談の内容<sup>(※5)</sup>(表 2)

### ① 小学生

小学生の相談内容は「教職員等の指導」、「心身の悩み」、「家庭内虐待」でした。保護者に相談していることを知られたくないとの理由から、連絡のやりとりが難しく、継続的な相談に繋がらない傾向があります。しかし“気持ちを聴いてほしい”という子ども自身の積極的な意思があつて相談が寄せられることが多く、じっくりと時間をかけて子どもの気持ちや考えを聴くことで、解決に向けて自分なりの意見をはっきりと話せることができました。

### ② 中学生

中学生の相談内容は「心身の悩み」、「交友関係」、「いじめ」、「教職員等の指導」、「家族関係」でした。最も多かった「心身の悩み」には、不安や意欲の低下、コミュニケーションが苦手などについて寄せられました。

「どうすればいいですか。」と、すぐに回答を求めるような場合でも、相談者の話を丁寧に聴き取り、気持ちを話してもらったようにしたこと、次第に子ども自身が自分の問題の解決方法を考えてくれるようになりました。

### ③ 高校生

高校生の相談内容は「交友関係」、「心身の悩み」、「いじめ」、「家族関係」、「教職員等の指導」、「不登校」、「行政機関の対応」でした。「子ども」からの相談では、実件数・延べ件数ともに高校生から最も多くの相談が寄せられました。

来所での面談を希望する高校生が多く、面談を重ねてじっくりと気持ちを聴き取ることができました。できるだけ子ども自らが自己の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援を意識した相談活動を行っているため、子どもの権利擁護委員が専門的な立場からアドバイスしたり、関係機関と連携して支援を行うこともありました。

### ④ 大人

「大人」からの相談では、母親が最も多く「子育ての悩み」、「教職員等の指導」などの相談が多く寄せられました。相談の背景には、保護者等が子どもとの関わりに困難を感じ、子ども自身誰にも悩みを話すことができず、内に抱え込んでしまうケースが多く見受けられました。大人からの相談も子どもと同様に、話を聴くことを第一にしています。話しながら問題を整理していくということも多く、相談者自身が対応策や解決案に気づいていくことで、子どもへのかかわりも変化していきました。

また、子どもが所属するクラブチーム内でのトラブル等の相談も増えています。第三者として子どもの立場に寄り添う当センターの役割の重要性が、今後も高まっていくと考えられます。

---

※5 相談の内容

相談者の主たる訴えをさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主たる訴えの内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主たる訴え（主訴）を一つに絞りました。

表 2 相談内容の内訳(実件数:90件/延べ件数:339件)

相談者 相談内容		子ども					大人					合計 (件)	
		小学生	中学生	高校生	その他	計	父親	母親	(祖父母等) 親族	学校関係者	その他		計
交友関係	実件数	0	2	3	0	5	0	3	0	0	0	3	8
	延べ件数	0	2	32	0	34	0	4	0	0	0	4	38
不登校	実件数	0	0	1	0	1	0	4	1	0	0	5	6
	延べ件数	0	0	10	0	10	0	13	10	0	0	23	33
いじめ	実件数	0	1	2	0	3	0	1	0	0	0	1	4
	延べ件数	0	5	6	0	11	0	1	0	0	0	1	12
教職員等の指導	実件数	2	1	1	0	4	0	8	0	0	1	9	13
	延べ件数	2	1	4	0	7	0	41	0	0	1	42	49
学校等の対応	実件数	0	0	0	0	0	0	4	0	2	1	7	7
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	5	0	64	2	71	71
家族関係	実件数	0	1	2	0	3	0	2	3	0	1	6	9
	延べ件数	0	1	4	0	5	0	3	6	0	3	12	17
子育ての悩み	実件数	0	0	0	0	0	4	13	0	0	0	17	17
	延べ件数	0	0	0	0	0	7	29	0	0	0	36	36
心身の悩み	実件数	1	3	4	1	9	0	0	0	0	0	9	9
	延べ件数	1	8	41	1	51	0	0	0	0	0	51	51
家庭内虐待	実件数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	延べ件数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
進路問題	実件数	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	2
	延べ件数	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	5	5
金銭問題	実件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政機関の対応	実件数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	延べ件数	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	4	4
その他	実件数	0	0	0	1	1	1	0	4	0	6	11	12
	延べ件数	0	0	0	1	1	1	0	4	0	12	17	18
不明	実件数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1
	延べ件数	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	4	4
合計(件)	実件数	4	8	14	3	29	6	35	9	2	9	61	90
	延べ件数	4	17	101	6	128	9	96	24	64	18	211	339

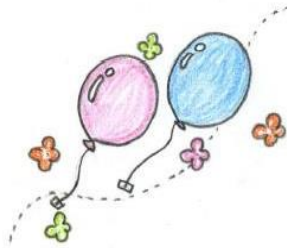
☆ 「相談内容の内訳」の年度比較はP64参照

## (7) 事例紹介

主訴	相談内容
不登校	<p>「クラスメイトに睨まれたことが原因で、教室に入れなくなり別室登校している中学生の子どもAが、『今月末のテストはクラスに戻って受けたい。』と言っているが、無理をしてまた行けなくなるのではないかと心配している。」という保護者からの電話相談がありました。</p> <p>保護者がAさんを心配する気持ちに共感しつつ、これまでの経緯について詳しく聞きました。Aさんが登校できなくなってすぐに、学校から別室登校の提案があり、さらに週一回の担任による家庭訪問、担任以外の先生も保護者の相談に頻繁に応じてくれたことで毎日別室に登校できるようになったということでした。学校の協力的な支援を得られていることで保護者は学校をとても信頼していることがわかりました。このような学校の手厚い支援があることがわかり、保護者から「子どもの気持ちを尊重し見守りたい。」という気持ちが語られました。</p>
交友関係	<p>保護者から「文化祭の打ち上げの場を盛り上げるためにやった芸の様子を、クラスメイトがSNSに投稿していると友人から聞き、ショックを受けた娘が学校に行きたくないと話しているがどうしたらいいか？」という相談がありました。相談時、相談者と当該生徒は、投稿者の特定と動画の内容が確認できない状況でした。</p> <p>投稿者が投稿することについての問題意識が低くエスカレートする傾向があることから、状況確認が可能な在籍校に早急に連絡し、相談することを提案しました。</p>
いじめ	<p>中学生Bさんから「1年生の頃は仲がよかったCさんが2年生の1学期から態度が急変した。」と相談があり調査相談専門員と面談したところ、BさんはCさんの理不尽な言動について抱え込んでいた気持ちを一気に話しはじめました。</p> <p>相談員は傾聴に努めながら、Bさんが抱えている問題がどのようになると安心できるかについて一緒に考え、Bさんに「どのようになりたいか」をイメージしてもらいながら、自身の気持ちを引き出せるようにエンパワーメントを行いました。</p> <p>その結果、Bさんから「“いじめに関するアンケート”に自分の気持ちを記入することができた。」と報告がありました。その後、Bさんは担任に自分の気持ちを相談できたことで“自分の気持ちを学校に受け止めてもらえた”という安心感を得られ、登校を続けることができました。</p>



主訴	相談内容
教職員の指導上の問題	<p>保護者から「学校の規則には“中学生らしい清潔感”という標記しかないのに、髪を“おだんご”に結うことを注意された。何度か転校しているが、子どもの髪型は変えてはおらず、初めて校則違反と言われて自分も子どもも戸惑っている。学校から具体的な解決策の提案もなく、明日からどのように登校すればよいのか困っている。」という相談がありました。詳しくお話を伺ったところ、近日中に校内会議で検討することが決まっていて、その連絡を待っているとのことでしたので、センターではしばらく様子を見守ることとしました。</p> <p>その後、保護者から「学校から保護者に連絡はなく、子どもにだけ担任から『体育を除く実技授業の時は良い。』と指示があった。」と再度相談があり、学校に対しての不信感が高まっている様子でした。また子どもは、教員の言動がきっかけで「“先生方がどんなふうに分をみているのか”と考えるとつらい。」と話すようになり、校内の事細かい決まり事に疲れ、気持ちの落ち込みから体調を崩し、学校を休むようになっていたとのことでした。状況を案じた子どもの権利擁護委員は、在籍校への訪問を念頭に子どもと面談を実施しましたが、面談で子どもは「担任に相談したら『スローステップでいいよ。』とってもらえて今は安心している。自分の気持ちを大切にしながら登校しようと思っている。」と話し、学校の配慮を感じている様子が窺え、気持ちが落ち着いていました。子どもは「髪を切る」という選択をしましたが、「実は髪を切って清々しい気持ちです。」と前向きな発言があり、相談を終えました。</p>
心身の悩み	<p>高校生Dさんは、実際は汗をかいていないのに、汗をかくのではと心配になり困っていました。ずっと頭から離れず、得意の教科の試験中も気になって集中できずに思った成績が取れなかったそうです。また、暑いなと思うと、汗をかくのではないかと気になってしまっ、眠れなくなってしまい、多汗症ではないかと一人で考え込んでしまっていました。</p> <p>そんなDさんでしたが、相談員に話をしているうちに、汗をかいていると思っていたのに、実際は汗をかいていないことや、緊張すると汗をかいているような気がするということに気づきました。また、家族のことや友達のことなどを話す中で、自分が多くの人に大切に思ってもらっていることや毎日の生活が充実していることに気づいていきました。相談員に話を聞いてもらってスッキリしたと笑顔で相談を終わりました。</p>

主訴	相談内容
交友関係	<p>小学生Eさんは、なんとなくクラスになじめないという思いを抱えながらも、学校へは休まずに行っていました。あるとき、教科書の後ろのページが破けていたのに気がつき、自分では破いたりしていないので、学級の誰かにやられたのではと思うと急に心配になってきました。連絡帳の表紙がとれていたり、新しい消しゴムが割られたりしたこともありました。担任に相談しましたが親身になってもらえず、もやもやしているとのことでした。活発で発表を積極的にするEさんでしたが、だんだん目立ちたくないなあと思うようになったそうです。そこで、センターに電話相談したのだそうです。</p> <p>相談員に気持ちを話しているうちに、誘ってくれる子が1人いることを思い出し、自分は一人ぼっちだと思っていたけれど、自分のことを心配してくれる友達がいることに気づきました。そして、前に困ったことがあったとき、教頭先生に相談したら話をしっかり聞いてくれたことを思い出し、「明日、教頭先生に相談してみようと思う。」と話し、電話相談を終えました。</p>
交友関係	<p>高校生Fさんから、「学校にも慣れ始め、楽しく日々を送っているのですが、どうしても仲のいい人ができません。どうすればいいのでしょうか?」というメール相談がありました。</p> <p>複数回のメール相談のやりとりから、ゆっくり話したいというFさんの希望により面談による相談になりました。初回面談では“寂しい”“自分は必要とされているんだろうかと考えてしまってつらい”という気持ちを話してくれました。Fさんの気持ちに共感しつつ、友達と呼べる存在がいないと話したことからFさんの学校での過ごし方について聞きました。クラスでは友達と呼べるほどではないけど話すことができる人がいて、部活では自分から誘って遊ぶ約束をする“友達”が複数いることがわかりました。その後も面談を重ねるうちに、交友関係の不安を話すことが減り、部活であった楽しかったことなど話してくれるようになりました。初回相談時に話していた“寂しさ”を話すことはなくなりましたが、Fさんが“もう大丈夫”と思えるようになるまで面談を継続しました。</p> 

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

## 2 調整活動



### (1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子ども・大人や関係機関等に対して、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず問題を取り巻く一人ひとりの語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのか、正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちをひとつひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けて行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」「救済の申立てを受けて」「救済の申立てがなくても救済と権利の回復のために必要があると認めるときに」、子どもの権利擁護委員の判断で行うこととしています（条例第18条第1項第1号、第2号、第3号）。

### (2) 平成30年度の調整状況

平成30年度は、5案件について延べ8回実施しました（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目	調整先							合計 (回)
	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等		
教職員等の指導 (2案件)	0	2	0	0	0	0	2	
心身の悩み (1案件)	0	0	0	3	0	0	3	
学校等の対応 (2案件)	0	0	0	3	0	0	3	
合計	0	2	0	6	0	0	8	

☆ 「調整活動」の年度比較はP65参照

### (3) 調整活動事例紹介

#### 「部活動の悩み」

部活動が大好きな中学生Gさんは「基礎練習と先生の手伝いばかりで、コートに入って練習する機会がなく悲しくなる。」とセンターに相談に来ました。

身体を動かすのが好きなので部活動はやめたくないと思うのだけれど、「コートで練習したいなあ…。」と毎日思っているそうです。また、部活動は毎日あり休みがないことや、遅くまで練習するので宿題をするのがやっとなで睡眠時間が十分取れず、朝起きられないことがたびたびあるとのことでした。

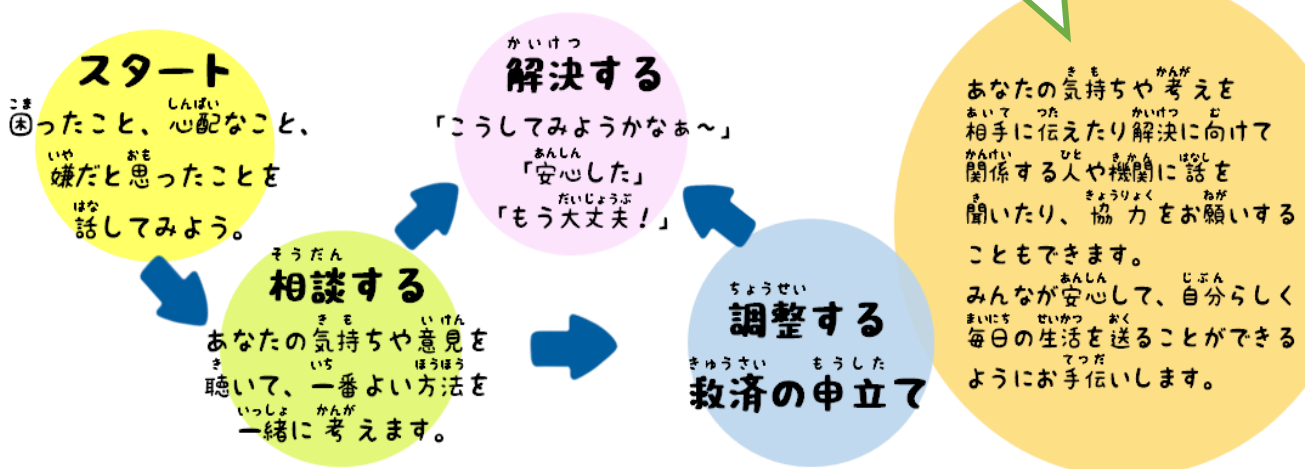
このことを学校のアンケートに書いて提出しましたが、取り上げてもらえなかったそうです。担任もその他の先生も優しいし、いい学校だと思うけれど部活動のことは何とかしてほしいと思って相談したそうです。

そこで、子どもの権利擁護委員がGさんの話をしっかりと聞き、先生からも話を聞くために中学校を訪問しました。校長先生にGさんの気持ちを伝え、今後の対応について考えてもらうこととしました。

その後、学校全体で部活の活動日数や活動時間について見直しをしたようで、Gさんからの電話では、休みの日ができたこと、活動時間も守られるようになったこと、コートでの練習を全員ができるようになったことなどを嬉しそうに話していました。

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

#### 【相談の流れ】



☆ リーフレットから抜粋P28 参照

### 3 調査活動

#### (1) 調査活動とは

子どもの権利擁護委員は、子どもまたはその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」（条例第18条第1項第2号））。

子どもまたはその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、事実の調査を行います（「自己発意案件」（条例第18号第1項第3号））。

事実の調査は、条例に定められた方法（条例第18条第2項）により行います。あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

#### (2) 平成30年度の調査状況

##### ① 申立案件

平成30年度は、救済の申立て案件はありませんでした。

##### ② 自己発意案件

平成30年度は、子どもの権利擁護委員の判断による事実の調査（条例第18条第1項第3号）を、6案件実施しました（表4）。

表4 自己発意案件の対処結果等一覧（H30.4.1～H31.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴] 対応状況	調査回数
1	平成29年度発意第1号	平成29年5月	[教職員等の指導上の問題] 平成30年5月終了	2回
2	平成30年度発意第1号	平成30年9月	[教職員等の指導上の問題] 平成30年9月終了	10回
3	平成30年度発意第2号	平成30年9月	[教職員等の指導上の問題] 平成30年9月終了	8回
4	平成30年度発意第3号	平成30年11月	[家庭内虐待] 平成30年11月終了	2回
5	平成30年度発意第4号	平成30年11月	[行政機関の対応の問題] 平成30年12月終了	4回
6	平成30年度発意第5号	平成30年12月	[教職員等の指導上の問題] 平成31年3月終了	2回

☆ 「申立てによる調査活動の状況」「自己発意による調査活動の状況」はP65参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。



## Ⅱ 運営会議

---

### 1 運営会議





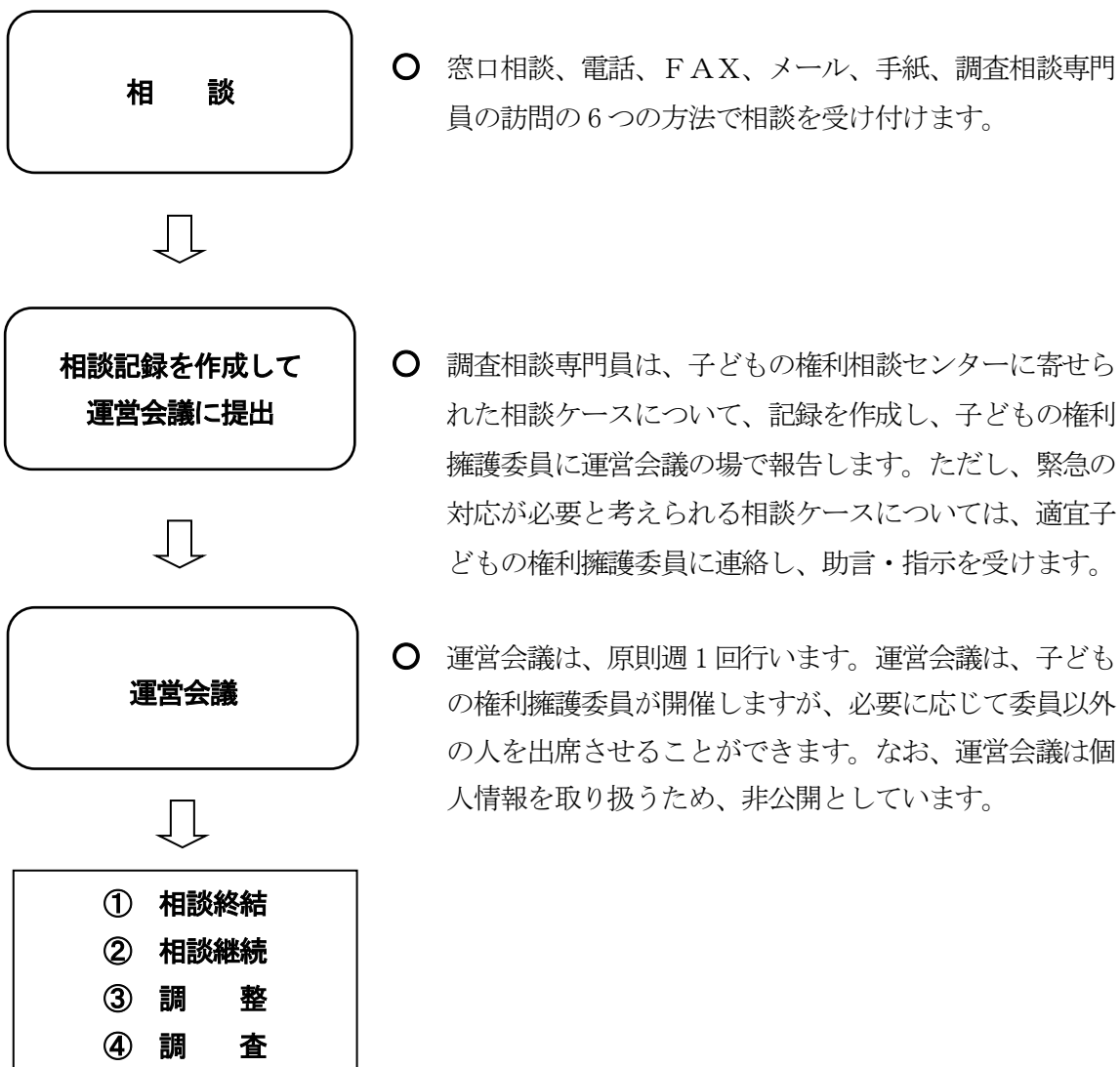
## Ⅱ 運営会議

### 1 運営会議

子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザー(監督者)として、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

#### (1) 運営会議までの主な流れ



#### (2) 運営会議の開催状況

平成30年度は、49回開催しました(表5)。

表5 平成30年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
4	4	4	4	4	4	5	4	4	3	5	4	49



## Ⅲ 広報・啓発活動

---

- 1 広報・啓発活動
- 2 制度・活動に関する研修、会議



## Ⅲ 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査の活動とともに重要なもので、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることであります。第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています（条例第10条）。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

#### (1) 子どもへの広報・啓発活動

##### ① リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付

平成30年度に配付したリーフレット等の状況（表6）。

表6 リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付状況

配付時期	配付物	配付先(対象者)
H30.5月	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ ※ P28 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	(B) 平成29年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書 ※ P28 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
H30.8月	(C) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード ※ P29 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
H30.11月	(D) 「子どもの権利条例」リーフレット ※ P31 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
H31.1月	(E) 「子どもの権利相談センター」チラシ ※ P29 参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	(E) 「子どもの権利相談センター」ポスター ※ (E)表面の拡大版	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

## 青森市子どもの権利相談センター

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは相談してください！

**相談方法**

- 1 子どもの権利相談センターに来て相談する
- 2 電話する(フリーダイヤル 0120-370-642)
- 3 ファックスする(017-763-5678)
- 4 メールする(lao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)
- 5 手紙を送る

(〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター)

**受付時間**  
原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時(祝日、年末年始を除く)

**開設場所**




## 気持ちを伝えて みませんか？

「ただちに嫌なことを言われました…」  
「コミュニケーションが苦手、LINEでも会話できなくて困っています…」  
「学校が楽しくない、どうしたら楽しくなるだろう…」  
「友だちが学校に行きません、一緒に卒業したいから、自分に何ができるか知りたい…」

きもった  
気持ちを伝えて  
みませんか？

「今の勉強が何の役に立つかわからない…」  
「学校も行きたくない、家にも帰りたいくない…」  
「自分の気持ちを話すのが苦手で…」  
「体型のことで悩んでいます…」

\*相談の一端を上げて掲載しています。

**相談するとどうなるの？**



**スタート**  
困ったこと、心配なこと、嫌だと思ったことを話してみよう。

**相談する**  
あなたの気持ちや意見を聞いて、「一番よい方法を一緒に考えます。」

**解決する**  
「こうしてみようかなあ〜」「安心した！」「もう大丈夫！」

**調整する**  
あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力を依頼することもできます。

**救済の申立て**  
みんなが安心して、自分らしく毎日の生活を送ることができるようにお手伝いします。

**子どもの権利相談センターって？**

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて「青森市子どもの権利条例」という、市のきまりをつくりました。このきまりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めてみなさんが元気になるようにお手伝いをしています。

編集・発行：青森市福祉部子育て支援課（子ども未来チーム）  
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階  
TEL/FAX:017-763-5678

(B) 平成 29 年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書 表紙



(C) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

## 青森市子どもの権利相談センター

悩んでいること、心配なこと、話してみませんか？

# 0120-370-642

みまさんのひみつはきもちます！

### 青森市子どもの権利相談センター

**相談方法**

- ① 子どもの権利相談センターにきて話す
- ② 電話する 0120-370-642 (電話料金はかかりません)
- ③ ファックスする 017-763-5678
- ④ メールする ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤ 手紙を送る 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市子どもの権利相談センター

原則、月～金 10:00～18:00 (祝日、年末年始はお休み)

---

そのほか 相談できるところ

<b>フレンドリーダイヤル</b> 017-743-3600 <small>friendly dial@city.aomori.aomori.jp</small>	9:00～24:00 話してください あなたのつらい気持ちを	<b>こころの相談窓口</b> 017-765-5285 8:30～17:00 <small>こころの相談窓口</small>
24時間受付 <b>よりそいホットライン</b> 0120-279-338	全區画一の教育相談ダイヤル 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310	24時間受付 <b>子ども虐待ホットライン</b> 0120-71-6552 児童相談所全国共通ダイヤル 189

(E) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表紙/裏面

## 青森市子どもの権利相談センター

悩んでいるときは相談してください！

**相談方法**

- 1 子どもの権利相談センターに来て相談する
- 2 電話する(フリーダイヤル 0120-370-642)
- 3 ファックスする(017-763-5678)
- 4 メールする(ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)
- 5 手紙を送る

〒030-0822 青森市中央3丁目16-1  
子どもの権利相談センター

**受付時間**

原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時  
(祝日、年末年始を除く)

**開設場所**





携帯電話をお持ちの方は登録してください！

## 気持ち伝えてみませんか？

相談するとどうなるの？

**スタート**

悩んでいること、心配なこと、話してみよう。

**相談する**

あなたの気持ちや意見を聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

**調整する**

「こうしてみようかな～」  
「安心した」  
「もう大丈夫」

**解決する**

あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いすることもできます。みんなが安心して、自分らしく毎日の生活を送ることができるようにお手伝いします。

**子どもの権利相談センターって？**

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に暮らしてほしいという願いをこめて『青森市子どもの権利条例』という、市のさまりをつくりました。このさまりに基づいて作られたのが、『子どもの権利相談センター』です。ここでは、「いやだか…」「こまったか…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めてみなさんが元気になるようにお手伝いしています。

編集・発行：青森市福祉課子育て支援課（子ども未来チーム）  
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階  
TEL/FAX:017-763-5678



## ② 小・中学校で「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動を実施しました。

11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「青森市子どもの権利条例」リーフレットを市内全児童生徒へ配付しました。市教育委員会と連携し、小・中学校で「子どもの権利条例」リーフレットを使用した学習の場を設け、「子どもにとって大切な権利」について理解を深めました。学習後に寄せられた感想をご紹介します。

### 【 子どもの権利の学習後に寄せられた感想です 】

- ・ いままでは権利のことを意識していなくて、最初あまり分からなかったけれど、この勉強をして子どもにはたくさんの権利があるということが分かりました。これからはありのままの自分になりたいと思いました。（小5）
- ・ 私は、しょうらい編集者になりたいです。しかし「無理だ」とあきらめかけていました。でも「子どもの権利条例」の中の「自分らしく生きる権利」の一つに「夢や目標にむかってチャレンジする」というのがあったので、あきらめないで夢にむかってチャレンジし続けたいです。（小5）
- ・ 私は、子どもにとっての権利があることを初めて知りました。「助けてもらえる」、「安心できる」という健やかに成長できる権利が一人ひとりにあることを知りました。私は自分のことだけではなく相手の権利も考えることも必要だと思いました。これからは自分の権利と相手の権利があることを忘れないようにしたいと思います。（中2）
- ・ この話を聞いて、ぼくは世の中には、いじめをうけていたり、助けてもらえなかったり家でも親からの暴力を毎日受けていたりそんな中がんばっていきっている人もこの世の中にたくさんいるということも改めて今日わかったし、だから必ずしも、親がいることが幸せとは限らないんだと思いました。そしてこういうのを見るとぼくらはしあわせだなと思いました。ぼくたちはいつもけんかしたりすると裏で愚痴を言ったりしてるけど、そのけんかも友だちがいて初めてできることだし、そう考えると色々な人に囲まれていること、自分にとって大切な人が毎日すぐそばにすることが何よりのしあわせなんだとぼくは思いました。（中2）

☆ 本文は原文のまま掲載しています。





(D) 「子どもの権利条例」リーフレット

## あなたに知ってほしい！！

# 子どもの権利のこと

### ～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。  
 青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめた、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】  
 青森市福祉部子育て支援課  
 〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階  
 TEL/FAX：017-763-5678  
 青森市ホームページ：http://www.city.aomori.aomori.jp/  
 （青森市子どもの権利条例については、青森市のホームページでも見ることができます。）

(小学5年生～中学生版)

小学1年生～小学4年生版

**11月20日は  
青森市子どもの  
権利の日**



### 「子どもの権利」ってなんだろう？

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることができます。このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちをわすれないでください。

～あなたには、つぎのような権利があります～

#### おとなのやくそく



子どもの権利を大切にします！  
力をあわせて、子どもたちをささえます！  
子どもにとっていちばんいいことは何かをかんがえます！



自分とおなじように、相手にも権利があることを忘れちゃいけないんだね。



#### ① 安心して生きる権利

命がいちばん大切。平和で安全にくらすことができるよ。

こころや体を傷つけられることはあってはならないこと。みんな守ってもらえるよ。



どんな理由があっても差別されないんだ。

ぼくたちはみんな、愛されながら大きく育つことができるんだ。

こまっけているときや不安に思っているときは、相談することができるよ。

#### ② 自分らしく生きる権利

自分がきめた夢や目標にむかってチャレンジしよう。

自分が思ったことや感じたことは、自由に表現していいんだ。



自分にとって必要なことをおしえてもらうことができるよ。

安心してすごすることができる時間や場所をもつことができるんだ。

ひとりひとりが大切な存在なんだ。人どちがっていることは、はずかしいことじゃないよ。

#### ③ 豊かで健康やかに育つ権利

子どもは、遊んだり、學んだりしながら育つことができるよ。

青森市の伝統や文化にふれることも大切だよ。



青森市の豊かな自然も、私たちがたくましく育ててくれるよ。

芸術やスポーツにふれることも、心を豊かにするために大切だね。

まちがったり失敗したりすることをこわがらないで、どんどんチャレンジしてみよう。

#### ④ 意見を表明し参加する権利

自分の思いや考えを言ってもいいんだよ。

ぼくたちの意見は、大切にしてもらえるとよ。



仲間であつまって、自分たちで活動することができるよ。でも、相手のめいわくになるようなことは、してはいけないんだ。

相手の思いや考えも大切にしないといけないね。



「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。

★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされると同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ちが大切だよ！！

自分と同じように、相手にも権利があることを忘れちゃいけないだね。



11月20日は「青森市子どもの権利の日」

みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



安心して生きる権利

守ってもらえる！  
助けてもらえる！  
いじめられない！  
暴力・差別を受けない！  
相談できる！  
命が守られる！

豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！  
いろいろな体験をする！  
楽しい時間を過ごす！  
失敗しても何度でもチャレンジできる！

自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！  
安心できる居場所がある！  
プライバシーが守られている！  
自由に過ごせる時間がある！

意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！  
自分の気持ちや考えを表現できる！  
自分に合った活動ができる！  
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと感じているとしたら、安心して生きる権利が守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えをなかなか言えない...

自由な時間がない...

高校生～大人版

1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1) 「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがそれらの権利を行使できるように1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進められなければならないことを定めています。

子どもの最善の利益を優先して考えること

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方です。

子ども一人一人が権利の主体として尊重されること

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方です。

子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは、その年齢や成長、発達の段階に応じて、それぞれ異なる対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達の度合いに応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方です。

3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。

子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

保護者の責務

保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2) 育ち学ぶ施設

保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として設けられ、通学し、入所し、利用する施設のこと。

4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 愛情をもって育まれること。
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 芸術やスポーツに耽れ楽しむこと。
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ楽しむこと。
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 仲間をつくり、集まり、活動すること。

他人の権利を尊重することも大切です！！



この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があるので、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第5条)と規定しています。

### ③ 「子ども会議フォーラム2018」に参加

子どもの権利条例では、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこと（条例第10条第2項）としています。子ども会議委員（※8）が自ら企画立案したイベント「子ども会議フォーラム2018『FOR CHILDREN～小さな声を大きな声に～』」を青森市議会議場で開催しました。

子どもの権利擁護委員は、イベント企画の一つである「第二部 子ども会議とーくいべんと」にコーディネーターとして参加しました。子ども会議委員が身近な問題を朗読劇（テーマ：学校に行けないのはダメなこと？～大人と私と不登校と～）・人形劇（テーマ：女の子だから、男の子だから、～しなさい）で表現した上で事例提案し、子どもの権利擁護委員が子どもの権利についての解説を織り交ぜながら問題解決に向け来庁者と一緒に考えました。

また、イベント会場において、子どもの権利相談センターのPRブースを設置し、相談方法や相談対応の流れについてのパネル展示と広報活動を行いました。



子ども会議フォーラム2018の様子

#### ※8 子ども会議委員

青森市では、まちづくりなどに子どもが意見を表明し参加することができるように「青森市子ども会議」を設置しています。子ども会議委員は、この会議に参加し活動する子どものことをいいます。



#### ④ 子どもの祭典にブース設置

7月1日、浪岡総合公園で開催された第33回子どもの祭典（青森市子ども会議ブース）に子どもの権利相談センターのパネルを設置し、相談方法等を紹介しました。



子どもの祭典（青森市子ども会議ブース）

## (2) 大人への広報・啓発活動

### ① 市民に向けた広報・啓発活動

市ホームページや広報紙「広報あおもり」等を活用したPRを行いました(表7)。

表7 市民に向けた活動の一覧

実施時期	摘要
H30.6月	○ 市役所駅前庁舎・市ホームページ(子どもの権利相談センター)に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.36)
H30.9月	○ 市役所駅前庁舎・市ホームページ(子どもの権利相談センター)に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.37)
H30.10月	○ 市ホームページ(子どもの権利相談センター)に子どもの権利擁護委員のコラムを掲載(スタッフコラム【平成30年度第1号】)
H30.11月	○ 市役所駅前庁舎駅前スクエアにおける「子どもの権利パネル展」で子どもの権利相談センターをPRするパネルを設置(P.35)
H31.1月	○ 市役所駅前庁舎・市ホームページ(子どもの権利相談センター)に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.39)
通年(月1回程度)	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載

☆ ホームページをご覧の際は、「青森市子どもの権利相談センター」で検索してください。

市役所駅前庁舎(駅前スクエア)の「子どもの権利パネル展」の様子(11月展示)



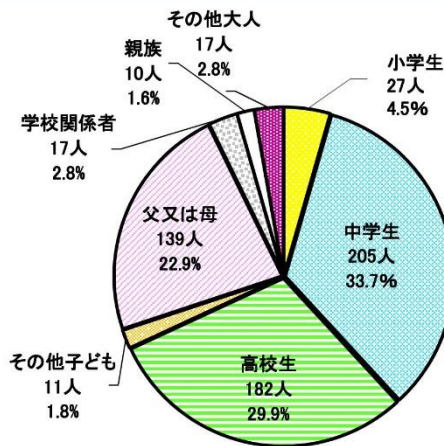
### ② 教職員等への啓発

子どもの権利擁護委員は、青森市子どもの権利条例の理解と周知を図り、教育関係機関と連携するため、市教育委員会教育長をはじめ、小学校長会会長、中学校長会会長を訪問しました。



# 青森市子どもの権利相談センターだより

平成30年6月  
青森市子どもの権利  
相談センター発行



＜相談者の内訳＞

平成29年度は、  
子どもから425件、大人から183件  
の相談が寄せられました。

相談受付件数は、  
実件数(※1)が105件、延べ件数(※2)が608件でした。  
(前年度:実件数106件、延べ件数856件)

延べ件数相談方法の内訳		初回相談方法の内訳	
メール	359件 (59.0%)	電話	56件 (53.3%)
電話	169件 (27.8%)	窓口	25件 (23.8%)
窓口	50件 (8.2%)	メール	19件 (18.1%)
手紙	21件 (3.5%)	手紙	5件 (4.8%)
訪問	8件 (1.3%)		
FAX	1件 (0.2%)		

※1 実件数:1人についての初回から最終までの相談を1件とします。  
※2 延べ件数:相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

相談内容は、「交友関係」、「心身の悩み」、「教職員等の指導」、「家族関係」でした。  
“気持ちを聞いて欲しい”という子ども自身の積極的な意思があって、相談が寄せられたケースが多くあり、



じっくりと時間をかけて子どもの気持ちや考えを聴くことで、解決に向けて自分なりの意見をはっきりと話せることができました。

小学生

相談内容は、「教職員等の指導」、「不登校」、「家族関係」、「心身の悩み」、「進路問題」、「交友関係」と多様なものでした。  
延べ件数(608件)のおよそ3割が中学生からの相談で、相談方法としてはメールが圧倒的に多いという特徴がありました。

☆ メール相談では、子どもを理解するために複数回の継続したやりとりが必要です。次第に信頼関係ができた段階で、問題の解決に向けて面談か電話での相談を提案しても、メール相談の継続を希望する傾向がありました。



中学生

## 相談内容の特徴

高校生

大人

相談内容は、「進路問題」、「心身の悩み」、「家族関係」、「不登校」についての相談が寄せられ、中学生同様、延べ件数(608件)のおよそ3割が高校生の相談で、メール相談が多くありました。子ども自身がエンパワーメント(※)されるよう、直接、子どもの権利擁護委員が専門的な立場からアドバイスをしたり、関係機関と連携して支援しました。



※エンパワーメント  
人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させること。

母親からの相談が最も多く、「子育ての悩み」、「教職員等の指導」などが多く寄せられました。相談の背景には、子どもの発達の課題、家庭生活上の問題(離婚等)が見受けられました。子どもが所属するクラブチーム内での子ども同士のトラブルについての相談も増えています。

話しながら問題を整理していくということも多く、相談者自身が対応策や解決案に気づいていくことで、子どもへのかかわりも変化していきました。



困ったときは、一人で悩まないで、どんなことでも相談してください



青森市総合福祉センター  
2階です。



センターです。  
ここで、電話相談やメール  
相談を受けています。



相談室です。  
面談はここでを行います。



青森市総合福祉センター2階  
『子どもの権利相談センター』

### 相談方法

- ★ 子どもの権利相談センターに来て相談する
- ★ 電話する  
0120-370-642 (通話無料)
- ★ ファックスする  
017-763-5678
- ★ メールする  
ao-kodjbmoken@city.aomori.aomori.jp
- ★ 手紙を送る  
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1  
青森市総合福祉センター2階  
子どもの権利相談センター

### 受付時間

原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時  
(祝日、年末年始を除く)

ひみつは絶対まもります!!



# 青森市子どもの権利相談センターだより

平成30年9月  
青森市子どもの権利  
相談センター発行

## 相談の流れ

### スタート

困ったこと、  
心配なこと、  
嫌だと思ったこと  
を話してみよう。

### 相談する

あなたの気持ちや  
意見を聴いて、  
一番よい方法を  
一緒に考えます。

### 解決する

「こうしてみようかなあ」  
「安心した」  
「もう大丈夫！」

平成29年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書「事例紹介(P17)」の一例です。



小学生のAさんから「交友関係」についての窓口相談がありました。Aさんが家族にお願いして一緒に来所しました。

Aさんが困っていることについて、じっくり時間をかけて話しを聴くと、「3学期の途中に転校をして、友達同士くっついている（グループができてい）から、そこに入っていくのは難しい。私は、人と話すことが苦手だから、友達作りが難しくクラスになかなか馴染めない。」という相談でした。学級の様子を聴くと「話すのが苦手だけど、話しかけられそうな人がいて、その人と友達になれたらいいなと思っている。」と話したことから、話しかけるための作戦を考え、初回面談を終えました。



人と話すことが苦手と話していたAさんですが、面談を終えて時計を見ると1時間経っていたことに驚いた様子でした。Aさんの希望で“もう大丈夫”と思えるまでやりとりを継続することになりました。

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

## このような相談が寄せられています

保護者から子ども支援センターへ「B（中学生）の育て方で悩んでいる。」という電話が入り、思春期の問題や不登校、発達障がい等について語られたことから、当センターの相談へと繋がりました。

学級担任と保護者の関係は良好でしたが、Bさん自身がクラスメイトや部活の先輩後輩と関係を築けずに孤立しており、Bさんの勘違いから生じるトラブルが多発しました。Bさんは学校で指導される場面が多くなるにつれて、登校渋りから不登校へと経過し、3年生に進級すると卒業後の進路をどうするか相談の中核を占めるようになりました。

保護者からBさんの様子を伝えてもらいながら、保護者の悩みや不安を受け止め、タイミングよく情報提供を行うことができました。その結果、病院受診をはじめいろいろな相談機関への相談や通所支援事業所のサービスを利用することができました。研修会や親の会に参加して、専門家や当事者などから話しを聞く中で、母子ともに学んだもの、成長したものがたくさんあったようです。次第に、家族もBさんを正しく理解し協力体制を取れるようになっていきました。

Bさんは、社会的自立を一番に考えて、特別支援学校高等部への進学を決めました。

高校生Cさんから「(特定の生徒たちが)自分が話すくとクスッと笑ったり、話したことを繰り返してわざと変な感じに話したりする。」と相談がありました。初回相談時は泣きながら気持ちを話していたCさんでしたが、「別室で勉強したい。」という希望が語られました。調査相談専門員はCさんと話し合い、学校や保護者とCさんの橋渡し役となり関係の調整を行いました。

その後、Cさんは高校中退することを選択し、翌年、再度高校受験に望みました。今春、高校を卒業したことを報告するため笑顔でセンターを訪ねてくれました。

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

### 「子どもの権利相談センター」ってなんですか？



子どもの権利について、専門的な知識と経験を持つ「子どもの権利擁護委員」（弁護士、大学の先生、臨床心理士）と「調査相談専門員」が、さまざまなことで困っている子どもの話を聞いて、どうしたらいいか、一緒に考える場所です。

### 何をしてくれますか？



子どもの話をじっくり聞きます。その子にとって今もっとも良いことは何かを一緒に考え、必要なときは、いろいろな人と話し合っ、みなさんと一緒に問題の解決に取り組みます。

### みんなに秘密で相談できますか？



もちろんできます。みなさんの秘密は、守ります!!

困ったときは、一人で悩まないで、  
どんなことでも相談してください。



お知らせ

次回センターだよりでは、「調整活動」や「救済の申立て」についてご紹介します。



## 子どもの権利に関する出前講座

### ＝ 平成29年度実施状況 ＝

実施時期	申込み団体	参加者数
H29. 7月	青森市立中学校長会事務局 (青森市立中学校長会総会)	20名
H29. 8月	青森市立橋本小学校 (教職員の現職教育)	10名
H29.10月	青森市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員研修会)	62名
H29.11月	青森市立東中学校PTA研修委員会 (定例研修会)	8名
H29.11月	青森市立長島小学校PTA研修委員会 (定例研修会)	9名
H29.11月	青森市子育て支援課(第7回子ども会議)	12名

### < 出前講座の様子 >



### ＝ 講座のご感想やご意見 ＝

- ・「子どもが何かに夢中になることを保障すること」が大事ですね。
- ・〇・×の評価を優先しないことが大事とういうことに納得しました。
- ・とても分かりやすく、参加型でありながら気楽に受けることが出来た。
- ・子どもの自信とやる気を引き出せば、自分の自信とやる気にもつながれるのだと思いました。
- ・笑顔やほめること、仕事や対人関係では意識していましたが、自分の子どもには全然できていません。もっともっとほめて楽しく日々を暮らしたいと思いました。
- ・自分自身が、家のこと、子どもの成長、仕事のこと等でいっぱいいっぱいになっているところ、ポジティブな気分になりました。

### ＝ 「子どもの権利擁護委員」からのメッセージ ＝



沼田徹 委員  
(弁護士)

落ち込んだとき、困ったとき、どうしたらよいかわからなくなったとき、悩みで目の前が真暗になったときには、遠慮しないで相談してください。お話を聞かせてください。ここでは、あなたを待っている人たちがいます。



小林央美 委員  
(大学院教授)

最近、楽しくて幸せいっぱい、大きな声で笑ったことがありますか？私にも、そして周りの人たち「みんな」にも、安心して、自分らしく、元気に、そして、意見を発言することのできる「権利」があります。その権利が大切にされていないなあと思うことがあったら、相談してくださいね。一緒に、考えたり行動したりしていきましょう。



関谷道夫 委員  
(臨床心理士)

青森市は、青い海、青い空、青い森に抱かれたやさしく揺れるゆりかご！未来を担う子どもたちが、笑顔を絶やさず、のびのびと元気に、しっかり生きる力を育むことができるように！  
全ての人が力を合わせて支援していきます。



グループワークなどの参加型の講座が好評です！  
お気軽にお問合せください！

【申込み・問合せ】 青森市福祉部子育て支援課子ども未来チーム  
TEL/FAX 017-763-5678



# 青森市子どもの権利相談センターだより

平成31年1月  
青森市子どもの権利  
相談センター発行

## 調査活動・調査活動とは？



**調整活動**  
子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたり、一方通行になっている状態と考えられます。そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

**事実の調査**  
「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号)を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

## 平成29年度の調査活動・調査活動

**【調整状況】**  
平成29年度は、11案件について延べ77回実施しました。

調整活動の内訳			
相談項目	案件数	調整先	回数
いじめ	1件	行政機関	2回
不登校	2件	市教育委員会、 学校、行政機関	38回
教職員等の指導	1件	学校	16回
心身の悩み	1件	学校	4回
家庭内虐待	1件	行政機関	2回
学校等の対応	1件	学校	2回
家族関係	1件	行政機関	1回
子育ての悩み	2件	行政機関	10回
その他	1件	行政機関	2回
合計	11件		77回

**【調査状況】**  
平成29年度は、2案件について延べ12回実施しました。

調査活動の内訳 (自己発意による)			
相談項目	案件数	調整先	回数
教職員等の指導	2件	学校	12回
合計	2件		12回

☆ 平成29年度は、救済の申立て案件はありませんでした。

## 事例紹介

**学校**  
子どもの不登校と母親の就業の両方向から相談に乗ってもらいたい。  
母親の来所相談をしてもらえないか？

**保護者**  
子どもは家から出たがらない…。経済的にも不安を感じている。  
子どもを説得して、一緒に相談に来ます。

**子ども**  
このままじゃ駄目だとおもっている。  
これからどうしようかと家にもずっと考えている。  
将来は動物に関わる仕事をしたい。  
農業高校に行って専門学校にもいきたい。  
でも、今は学校には行かない。

**連携**  
相談・救済の機関として、子ども教育的支援と、子どもの環境整備としての母親の福祉的支援を図るために多様な期間を有機的に結び、連携して対応する必要がある。

**母親の福祉的支援**… (1) 子育て支援課(ひとり親家庭等就業・自立支援センターの支援員)  
(2) 生活福祉課(保護チームケースワーカー)  
(3) ハローワークあおもり(マザーズコーナー相談員)

**子どもの教育的支援**… (1) 市教委指導課  
(2) 在籍中学校  
(3) 適応指導教室(県総合学校教育センター)  
(4) 子育て支援課(子どもの居場所づくり・学習支援事業)  
(5) 水族館(職場見学の一環)

擁護委員  
調査相談専門員

## 子ども会議フォーラム2018 FOR CHILDREN

～小さな声を大きなかに～



### 第一部 私たちからの意見提案

意見提案のテーマ  
①子どもの運動場所  
②青森の食・特産品  
③まちづくり



子ども会議委員がふだん生活している中で、自分たちが興味を持ったことを現地調査や会議を重ねて、議会形式で小野寺市長に提案しました。

### 第二部 子ども会議とーくいべんと

①抽籤制テーマ  
「学校に行かないのはダメなこと？ ～大人と私と不登校と～」  
②入形劇テーマ  
「女の子だから、男の子だから。(～しなさい)」



提起内容について、子どもの権利擁護委員がコーディネートし、子ども会議委員が議論した後、来庁者を変え話し合いました。

11月20日は  
青森市子どもの権利の日









子どもの権利条約では11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこととしております。

### (3) 出前講座

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の普及を図るため、子どもの権利条例と子どもの権利について学び、理解するための機会を提供することを目的に、子どもの権利に関する出前講座を実施しました（表8）。

表8 出前講座の一覧

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
H30.6月	 「今、なぜ『子どもの権利』なのか」	青森市子ども会議委員	20名
H30.12月	 「今、なぜ『子どもの権利』なのか」	青森キワニスクラブ	16名
H31.1月	 「子どもの権利擁護は“生きる力”を身に付けることから！」	青森キワニスクラブ	16名
	 「学校における『子どもの権利』」	青森県不登校等連絡協議会	30名
	 「学校における『子どもの権利』」	青森市少年指導委員	30名
H31.2月	 「子どもが育つことの意味 ～子どもの権利から考える～」	青森キワニスクラブ	16名

#### 出前講座講演後のご意見・感想の一部を紹介します！



- 子育てに関する事だけでなく、コミュニケーション全般にわたるお話を聞いてとても参考になりました。
- 改めて子どもを含め対人関係の事を考えさせられました。私にとっても子どもにとっても参考になる講座でした。
- 子どもの人権・人格を尊重する。子どもの心を育てる。大切なお話をたくさん拝聴させていただき、胸が熱くなりました。
- 子どもの権利について校則の視点から切り込んでくれて非常に分かりやすかった。大人側の子ども観が理念とはまず違っていると思った。
- 一方的な伝え方ではなく、コミュニケーション、ふれ合いなどの大切さを知りました。

☆ 本文は原文のまま掲載しています。

## 2 制度・活動に関する研修、会議

### (1) 参加した研修会とテーマ

#### ① 青森市子ども若者支援相談会

市内在住で、ひきこもり状態で悩んでいる、ご本人やご家族を対象に調査相談専門員が相談に応じました。

#### 【第1回】

日時：平成30年9月8日（土）

場所：健康の森 花岡プラザ

#### 【第2回】

欠席

#### 【第3回】

日時：平成30年12月8日（土）

場所：はまなす会館

#### 【第4回】

日時：平成31年3月23日（土）

場所：青森市役所駅前庁舎1階 障がい者支援課内相談室





## **IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ**

---

「答えのない問いに向き合う力」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「『黒い羊』は夢を見る」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫





## IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

---

### 答えのない問いに向き合う力



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

1 私達が生きる社会は、様々な価値が鋭く対立し、容易に答えが見いだせない問いに満ち溢れています。

例えば、私達は、エネルギーを大量消費して豊かで快適な生活を享受しています。しかし、他方で、二酸化炭素の排出による地球温暖化や気候変動、廃棄物による生物環境破壊のリスクに直面しています。快適な生活の享受と地球環境の保全との折り合いをどのように付けることができるのでしょうか。

また、日本は、かつて人類が経験したことの無い超高齢化社会に突入していますが、少子化により高齢者を支える若年人口が先細りの中で、まだまだ平均寿命が延びつつある高齢者の生活を、誰が、どのように担っていくことができるのでしょうか。

世界に目を転じれば、ある国際NGOが発表したところでは、市場経済のグローバル化の結果、世界で最も裕福な30人足らずが、世界人口のうち所得の低い半数に当たる38億人の総資産と同額の富を保有しているということです。先進国の富裕層の所得は上がりましたが、中産階級は貧困化しており、それが国際協調に反する排外主義的な動きにつながっています。

このように富の集中が進む中で、相対的に貧しい人々の人権の保障や民主主義の実現は可能なのでしょうか。また、自国さえよければ良いとの潮流が強まる中で、世界の国々が平和的に共存する道はあるのでしょうか。

2 私達は、このような難問から逃げることはできません。容易に答えを見出すことができないからこそ、簡単に諦めること無く、粘り強く考え続けなければなりません。大人だけでなく、子どもたちにも、新たな発想でこれらの難問に挑戦し、創造的なアプローチによって積極果敢に切り込んでいく力を身に付けてもらわねばなりません。

3 では、子どもたちが、このような難問に立ち向かう力はどのように育まれるのでしょうか。

地球レベル、国レベルの難問に立ち向かう力は、実は自分自身の一番身近な問題を一生懸命に考えることの中で鍛えられると思います。

まずは自分に影響を及ぼす事柄について、子どもたちが自由に意見を述べ合い、対立する意見に含まれる価値を理解した上で、価値の対立をどのように調整していったらよいか、その対話的なプロセスを経験することが必要不可欠だと考えられます。

自分に影響を及ぼす事柄であって初めて子どもたちは、切実に我がこととして考え、答えのない問いに食らいつくインセンティブを持ちます。また、身近な事柄であれば、判断の材料を手にして、具体的に考えることができます。

これは、まさに子どもの権利の中核たる「意見表明権」を尊重することにほかなりません。

- 4 特に中学校において、意見の折り合いを付ける経験をするのが、望まれるのですが、残念ながら現在の中学校は、答えのない問いに食らいつくインセンティブをむしろ抑制、もっといえば抑圧する傾向があるように思います。

それは、合理的根拠の定かではない「生活のきまり」（校則）の存在に象徴的に現れています。

青森市のある中学校では、「生活のきまり」によって、例えば、女子生徒には、ポニーテールの髪型は許されず、首に近いところで結わねばならないとされます。髪の毛の長さについては、男子は耳に髪がかかってはならないし、女子の場合、長い髪は結ったり、まとめてもだめで、切ることを余儀なくされます。靴下の色は白以外認められません。上履きは学校指定のものでなければならず、外履きは白を基調とした運動靴でなければなりません。上履きには氏名を書いてはならず、決められた場所に生徒番号を書かねばなりません。女子の髪を束ねるゴムの色は黒・紺・茶でなければなりません。

これらは、複数の中学校のきまりによる指導の実例です。

なぜ、そこまで細々と規制、管理されねばならないのでしょうか。

そもそも、個人がどのような髪型を選ぶか、あるいは、どのような装いをするかは、本来、憲法13条の幸福追求権や憲法21条の表現の自由で保障されている人権です。そして、これらは、子どもたちの生活に大きな影響を及ぼす事柄であることは疑いありません。

このような憲法上の権利を規制する以上、なぜ小学校や高校と違って、中学校では厳しく、事細かに規制されるのか、どのような合理的な根拠があつてのことなのか、大人は子どもたちの質問に正面から答える義務があるはずで。

ところが、教員や保護者の中に、その規制の根拠をきちんと生徒に説明できる大人がどれだけいるのでしょうか。

また、このような「生活のきまり」に基づく細かな「指導」については、違和感や疑問をもっている教員が少なくないと思われます。

余りに細か過ぎて教員ですらその合理性に疑問をもつような「生活のきまり」は、子どもたちの議論を通して変更が加えられてしかるべきです。

なお、「生活のきまり」について、生徒会での承認を経ているとの反論があるかもしれません。

しかし、「生活のきまり」について、生徒会の議題にしている場合も、一つ一つ丁寧に規制根拠についての具体的な議論はなされてはいないと思われます。むしろ、生徒の意見をスクリーニングして、議論を抑制することもあるようです。承認手続がなされたとしても、それは生徒の実質的な議論や納得の裏付けのない、形式的なものであることが多いと思われます。



5 子どもたちの髪型や装いについて、その規制根拠を考える機会すら与えず、問答無用の規制を押しつけることは、理由を問わず上からの押し付けに唯々諾々と服従することが良いことだというメッセージを子どもたちに送ることになり、真つ当な批判能力を阻害します。それはまた、子どもたちが主体的に物事を考えていくための力を養ったり、自律性を身に付ける絶好の機会をみすみす逃し、単に無批判に従順な小さな大人を作ることになりかねません。

しかし、それは、答えのない問いに向き合う力を育むことに逆行するものです。

長野県教育委員会のホームページでは「校則・体罰・家庭訪問を考えるー温かみのある生徒指導を目指して」と題して、生徒の人権保障等の観点から、校則見直しの5つのポイントを示しています。

この校則見直しの5つのポイントは、

- ① 生徒の人権を尊重し、校則等について教育的に十分検討する。
- ② 必要以上に細かなきまり、生徒の発達段階及び学校生活の実態にそぐわないきまりについて検討を加える。
- ③ 一般社会の常識に照らして、妥当でないきまりについても教育的な検討を加える。
- ④ 生徒の心情を十分に理解し、規則の内容に応じ生徒を参画させるなどして適切に校則を定める。
- ⑤ 指導が形式的なものにならないように留意し、基本的には、教師と生徒との信頼関係に基づき、生徒自身が積極的に校則を守ろうとする自律的態度を育成するように努める。

というものです。

是非、保護者や学校関係者は、この5つのポイントを参考にして、自校の「生活のきまり」(校則)について、児童生徒が自ら守る「生活のきまり」(校則)にするにはどうしたらよいか、指導体制や方法も含めて検討を加え、子どもたちとともに見直しをして戴きたいと思いません。

(ぬまた とおる 弁護士)

## 「黒い羊」は夢を見る



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

### 1 欅坂 46

欅坂 46 は、秋元康のプロデュースによって誕生した女性アイドルグループ。葛藤や不安の中で、悩み苦しむ中高生に絶大の人気だといえます。対人関係や集団適応に違和感を抱き、もがき苦しむ十代にとっては、素直に共感できる独特の雰囲気をもっているのでしょう。歌詞が聞き取れず、メンバーの顔がまったく浮かばないのは、高齢者になった証拠かもしれません。でも、相談にきた中学生のクライアントに、好きなアーティストは誰？と聞くと、欅坂の名前がよく上がっていたので印象に残っています。生きることに苦しむ子どもを引き付ける「何か」があるのでしょうか。おじさん的には遠くなった世界ですが、映像でみる欅坂 46 は、若い世代の身近な風景を映し出し、エッジの鋭い歌詞を必死に踊り唄っていました。少しでもふらつくと思わせそうな「危うげさ」が魅力です。

この欅坂 46 が「**黒い羊**」という新曲をリリースすると報じられていました。「黒い羊」は、心理臨床に関わっているものであれば誰でも目にとめる言葉です。

対人関係や集団における人の意識や行動を研究する**社会心理学**の分野で、「**黒い羊効果(black sheep effect)**」は、集団力動を説明する分かりやすい用語として良く登場します。(似ているものとして「ストレイシープ」)

「**黒い羊**」は、一匹の黒い羊が白い羊の群れの中に入ると、黒い羊は白い羊から受け入れてもらえず迫害を受けてしまうという聖書の故事に由来したものです。

この言葉から、昨今深刻化している「**いじめ**」被害者の立ち位置にイメージを重ねる人もいるかと思えます。実際に、いじめの検証では、集団内でのある成員が他の成員に仲間と認められずに排除される“**黒い羊効果**”の存在を仮定することもあります。

さらに、森口朗が 2007 年の『いじめの構造』で導入した独自の「**スクールカースト**」の概念を思い浮かべる人がいるかもしれません。スクールカーストはクラス内の**ヒエラルキー・序列化**（上下関係の付与）のことで、コミュニケーション能力など様々な要因で上下し（変動し）、下位になるほどいじめられやすくなるというものです。

黒い羊の標的にされたものは、当然、孤立化・無力化され、ひどい苦痛を味わうことになります。逆に、白い羊は、集団内に敵（黒い羊）を作りあげ、排斥する行動をとることで一定の利益を得ることが出来ます。

黒い羊一匹を攻撃することによって、他の羊は一体感が生まれ、より一層黒い羊をいじめてしまうことが起こります。（この空気を上手に読んで加担しなければ、次に自分が標的にされてしまいます。）皮肉なことに、集団としては、凝集性を高め、一時的に安定したシステムになります。白い羊は、容易に充足感や満足感を満たし、自尊感情をポジティブに保つことができます。

つまり、集団組織の中に、黒い羊が一匹いることで、その他大勢の白い羊たちには連帯感や一体感が生まれて仲間意識が強まり、一方で、集団の中にいる黒い羊は、集団の外にいる黒い羊より低評価を受けて、迫害などの酷い目にあうという現象です。

面倒なことに、これを覆すのはなかなか難しく、一度黒い羊のポジションについてしまうとそこから逃れるのは難しいとも言われています。(しかし、加害側と被害側は流動的で、加害側が被害側にまわることも、被害側が有能な加害者になることもよく見られます。)

一方で、1971年に心理学者タジフェルらが行った一連の実験で、集団の区別の根拠が、客観的に希薄な場合でも、いったん**内集団**と**外集団**に分けられると、人間は**内集団**をひいきし、**外集団**を差別します。歴史的な国家間の対立や紛争を見ているとこれがよくわかります。

黒い羊は、集団内にあっても、集団の外に置かれても、辛い立場に置かれます。言わば、集団内で一種の「**排除」「排斥」の倫理**に基づく冷酷で容赦のない力動(グループ・ダイナミックス)が生じるのです。

これは、学校集団だけに限ったものではありません。職場や地域社会の中でも、どこでも生ずる現象といっても過言ではありません。小さな集団では、「使えない」「役に立たない」「協調性がない」「足を引っ張っている」「むしろいない方がいい」「存在自体が邪魔」と冷たく蔑まれ、静かに排斥されます。社会レベルですと、ネットなどに見られる貧困者、障害者、LGBT、少数派(マイノリティ)などに対する極端な偏見や攻撃はこれに類するものだと思います。

限定されたパイを奪い合う市場原理が徹底した共同体や社会の中では、その帰結として、富の偏在や序列化・階層化が起り、自己利益追求が正当化されていきます。これまで機能を果たしてきた家族・職場・地域社会での双方向的・循環的な援助体制が弱体化し、「勝ち組」と「負け組」に分断され、対立的なヒエラルキー化が進行する可能性があります。

教育の中で追及してきた「**アサーション(Assertion)の関係**」、つまり相手のことを大切にしながら、自分の気持ちもきちんと主張していく「**ウィンウィン(Win-Win)の関係**」は、限定された世界だけのものになるおそれがあります。

「黒い羊」のポジションの人やヒエラルキーの下位に位置付けられたものが、苦しみの中で何としても生き抜いていくためには何が必要なのか?ということを真剣に考えていかななくてはなりません。

## 2 白い羊・黒い羊そして灰色の羊…

ちょっと視点を変えましょう。白い羊ばかりになったら、このグループは、仲の良い、極めて効率よい集団になるのでしょうか?黒い羊は、なんの役にも立っていないのでしょうか?不必要なものなのでしょうか?

この問いのヒントになるものとして「**働きアリの法則(2-6-2の法則)**」という考え方があります。「**パレートの法則(80:20の法則)**」の一種です。

「**パレートの法則**」は、いわゆる経験則で、「組織全体の2割の人がその組織の大部分の利益をもたらしている。そしてその2割の人が間引かれると、残り8割の中の2割がまた大部分の利益をもたらすようになる」というものです。この法則は経済活動以外にも自然現象や社会現象など、さまざまな分野で適用されています。日常の生活を振り返ってみると一瞬そんな気もしてきます。

「**働きアリの法則**」も同根で、簡単に説明すると…働きアリのうち、よく働く2割のアリが8割の食料を集めてくる。働きアリのうち、本当に働いているのは全体の8割で、残りの2割のアリはサボっている。よく働いているアリと、普通に働いている(時々サボっている)アリと、ずっとサボっているアリの割合は、2:6:2になる。よく働いているアリ2割を間引くと、残りの8割の中の2割がよく

働くアリになり、全体としてはまた2:6:2の分担になる。よく働いているアリだけを集めても、一部がサボりはじめ、やはり2:6:2に分かれる。サボっているアリだけを集めると、一部が働きだし、やはり2:6:2に分かれる…というユニークな見解です。

2割のよく働くアリが全体を支えてはいるが、よく働くアリも、普通に働いているアリも、サボっているアリもそれぞれの役割を果たして、一見すると非効率的なシステムであってもコロニーの存続には必要だという見方もあります。(北海道大学:長谷川英祐)

各中学校の優等生が集まった有名高校で、入学した後は、優等生と普通の学生と劣等生に分かれていき、他の高校では、これまで目立たなかった生徒が意欲的なトップ集団を形成するということが起こります。超有名大学も同様です。

かつて多額の契約金でスーパースターをかき集めた球団が常勝できたかというところではありませんでした。スーパースターの集合体は、2:8法則若しくは2:6:2法則に示されるように、期待どおり活躍する選手と実力を発揮できない選手に分かれていきます。

働かないことを擁護するつもりはありませんが、少なくとも、**多種多様な人材**が存在することによって、世の中はうまく廻っているということも現実です。

### 3 集団がもつ「クレイドル(揺りかご)」と「魔物」の二面性

社会心理学では、集団や共同体から仲間はずれにされることを「**社会的排斥(はいせき)**」と呼びます。私たちはこの排斥にはとても**敏感**です。これまでの研究から、社会的動物である私たちにとって他者との断絶は著しい「**脅威**」となるため、社会的排斥に対して非常に敏感に反応し、行動や物事の捉え方が変化することが分かっています。これは「**社会的排斥への敏感さ (Sensitivity)**」といわれるものです。

他者や集団からの拒否や排斥は、当人にとって多大な心理的苦痛をもたらし、自尊感情や自己評価は著しく低下します。時には、重篤な自信喪失、孤独感、抑うつ感、不安・葛藤、自殺念慮・企図など数々のリスクをもたらします。

こうした人は、現在のことばかりでなく、将来出会うであろう未知の他者や集団に関しても「**自分は受容されないのではないか**」と悲観的に考えてしまう傾向が出てくると指摘されています。「**負の受容可能性知覚**」と言われるものです。

もともと集団は、我々に多くの恩恵を与え、我々を守り、安心感を与えてくれる**クレイドル(揺り籠)**のようなものです。一方で、集団は、良くも悪くも「**魔性**」「**魔物の顔**」の側面も持っています。

集団の強力な関係性の中では、個々の構成員の資質を超えた想定外のことが度々起こります。非道徳・反社会的な人が残虐なことをするのはなく、どんな普通の良心的な人であっても、服従せざるを得ない集団や抜けることのできない状況に置かれれば、簡単に服従をし、意に反して、残虐なこともしまう可能性があるということを胸に刻まなければなりません。きっと多くの方は「自分はひどいことはしない。鬼のようなことはしない。」と思っています。しかし、過去の心理学実験(「**スタンフォード監獄実験**」「**ミルグラムの服従実験**」や、実際の事件の結果をしっかりと見つめれば、実証的にも、歴史的にも、人間はどんな理不尽な行為も行う可能性があるということを示しています。

人間は、そういう集団にいざ組み込まれれば、意思にかかわらず、平気で残虐なことをやり、人を傷つけることもあるのだということを忘れないでください。人は他者を傷つけ、傷つけられながら生



きています。3年半満州の戦地で戦い、4年半シベリアに抑留された亡父が、軟な綺麗ごとを並べる息子に向かって語っていました。『人間はどんなことでもする。』

大事なことは、普段から、所属する集団が風通しの悪い閉鎖的な集団にならないように努力することです。もし集団が「魔物」になったと直感した時は、あらゆる工夫で、近づかないこと、そこから必死に逃げることです。

#### 4 ネガティブな影を踏まえながら、ポジティブな夢を見る！

樺坂 46「黒い羊」の話題から始まって、集団力動が有する「**負の側面**」を見てきました。

黒い羊効果を、全員が一定の方向を向いているとき、ある一人が少しでもずれた方向を見ると、その一人に全員がより大きな敵意を感じると説明することがあります。

これは、児童生徒間だけの問題ではありません。秩序や斉一性や求めて、微小な差異を見つけ出し、異質なものを排斥する構造は、学校の中にも存在するような気がします（ゼロトレランス）。子どもの自律性や個性を尊重すると言いながらも、実質的に、髪型からズックの底の色や下着の色まで強制して不思議に思わない風潮があります。そこに違和感をもつ子どもや保護者も少なからずいます。

集団内の構造的な問題は、「加害」「被害」や「悪人」「善人」という心理的負荷の少ない単純な因果関係の論理では成り立ちません。司法や教育領域とは少し位相を異にします。集団のもつ構造的な観点からは、加害者を排除しても、次の加害者が生まれてくるという怖さがあります。一匹の黒い羊がいなくなっても、次の黒い羊が生まれます。次は、あなたが黒い羊のくじを引くことになるかもしれないのです。

多少、気持ちが暗くなった人がいたかもしれません。「仲良くしましょう」「話し合って相手を理解しましょう」「人の気持ちに寄り添って…」という楽観的な姿勢で「握手させる」「握手する」ことは順当な対処なのかもしれませんが、樺坂 46の「黒い羊」を契機に、黒い羊の思いに少しは想像力を働かせたいと思います。

心理臨床を長くやってきて思うことですが、絡み合った蜘蛛の巣（ネットワーク）のような対人関係に、簡便な「ソリューション（解決法）」はないということです。それぞれが自分の「正義」を主張し、不毛な戦いが続くことがほとんどです。人と人の関係は魔物を抱えています。動物としての生来的な「攻撃性・衝動性」と、人類が負の歴史から学び、少しずつ積み上げてきた「知恵」との間を、絶えず揺れ動いているような気がします。

「**人権**」や「**権利**」はこの象徴的なものです。「子どもの権利」は実に危ういものです。歴史的にも、大きな流れの中で、軽視され、なおざりにされたことが度々ありました。多くの命、多くの涙、多くの失敗の上に、人類の知恵の集積である「子どもの権利擁護」の理念を少しずつ築き上げ、それを実現しようと懸命に努力してきたのです。

青森市における「**子どもの権利擁護**」の取り組みは、佐々木市長時代に始まって、鹿内市長、そして今日の小野寺市長まで綿々と引き継がれてきました。多くの方々の御理解と御尽力の賜物なのです。全国的にみても、青森市が誇れる**先駆的な取り組み**だと認識しています。

これからも、子どもの声に全力で耳を傾け、時には、子どもの心の**代弁者**（アドボカシー）となって活動していきたいと考えています。

今日、最後の授業で卒業生に、「これからもいろいろなこと（逆境）があるけれど、しなやかに、柔軟に乗り越えていってください。」というメッセージを贈りました。

最後に、樺坂 46「黒い羊」の歌詞の一部を紹介して終わりにします。黒い羊には黒い羊の意地があります。

夕暮れ時の商店街の雑踏を通り抜けるのが面倒で

踏切を渡って遠回りして帰る

放課後の教室は苦手だ

その場にいるだけで分かりあえてるようで

話し合いにならないし

白けてしまった僕は無口になる

言いたいこと言い合って

解決しようなんて楽天的すぎるよ

誰かがため息をついた

そうそれが本当の声だろう

...

(せきや みちお 臨床心理士・公認心理師)

## **V 青森市子どもの権利相談センターの概要**

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ





## V 青森市子どもの権利相談センターの概要

### 1 設置目的と性格

「青森市子どもの権利相談センター」は、「青森市子どもの権利条例」第4章に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に設置しました。

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置することとしました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。

#### <青森市子どもの権利相談センター内>

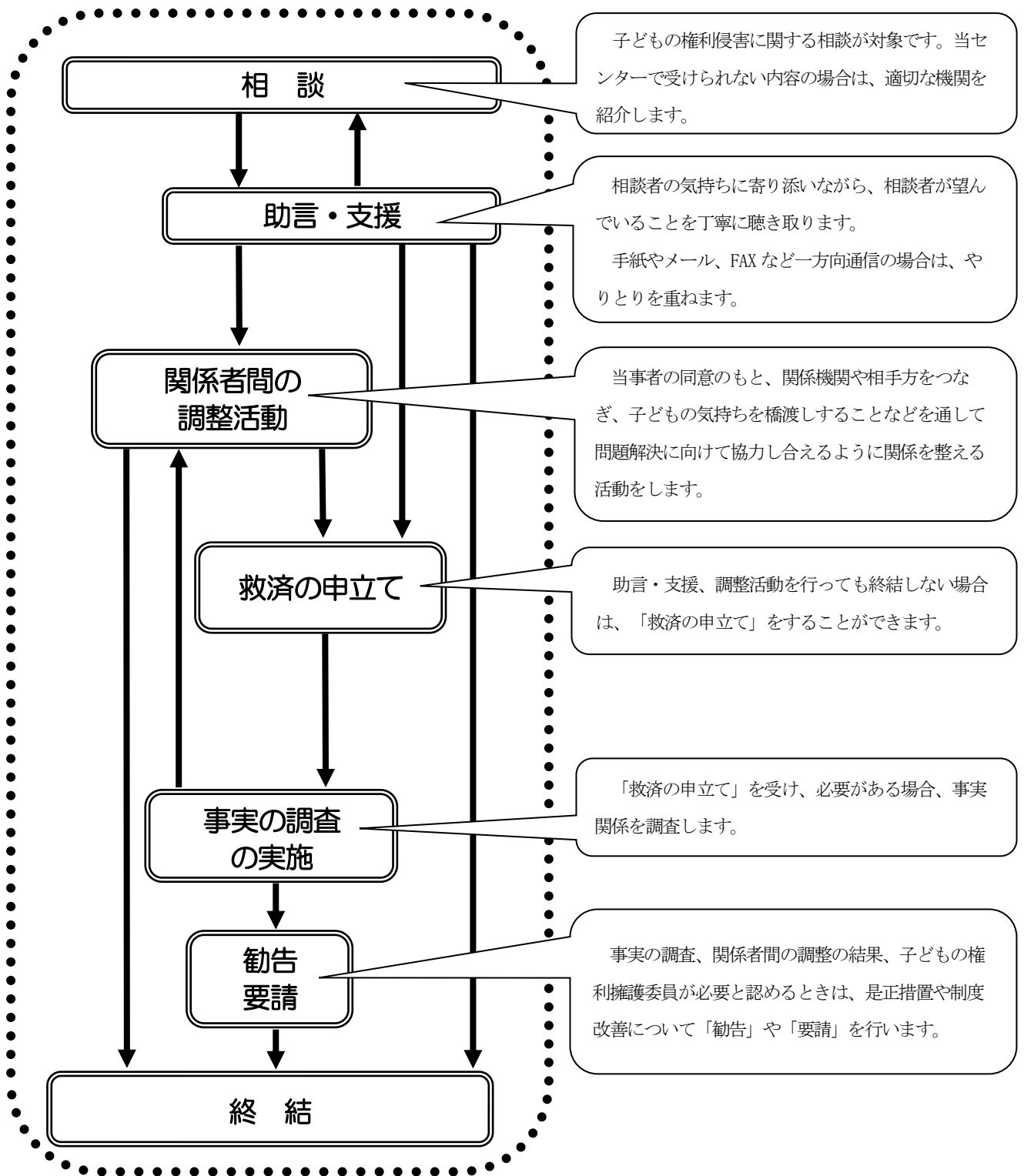


ここで、電話相談やメール相談を受け付けています。

## 2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士）</li> <li>・ 調査相談専門員 3 名</li> </ul>
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。</li> <li>・ 子ども一人一人が権利の主体として尊重されます。</li> <li>・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。</li> </ul>
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。</li> <li>・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。</li> <li>・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。</li> <li>・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。</li> <li>・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。</li> </ul>
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。</li> </ul>
受付時間	月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 （祝日、年末年始を除きます。）
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談</li> <li>・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small></li> <li>・ ファックス 017-763-5678</li> <li>・ メ ー ル <a href="mailto:ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp">ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp</a></li> <li>・ 手 紙 〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市子どもの権利相談センター</li> <li>・ 訪 問 相談場所、時間については要相談</li> </ul>

### 3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。

＜青森市総合福祉センター＞



＜青森市総合福祉センター正面玄関＞



＜青森市子どもの権利相談センター入口＞

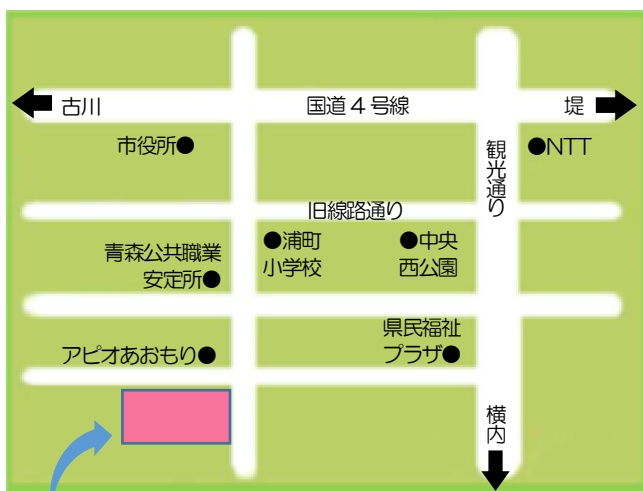


＜青森市子どもの権利相談センター相談室＞



面談はここで行います。

＜開設場所＞



青森市総合福祉センター2階  
『子どもの権利相談センター』

困ったときは、一人で悩まないで、  
どんなことでも相談してください。



## **VI 相談件数等の年度比較**

---

- 1 相談の状況**
- 2 調整活動の状況**
- 3 調査活動の状況**



## VI 相談件数等の年度比較

(H25年度はH25.5.1～H26.3.31の11か月間)

### 1 相談の状況

#### (1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
25年度	107	288
26年度	119	426
27年度	96	558
28年度	106	856
29年度	105	608
30年度	90	339

#### (2) 相談者の内訳(延べ人数)

区分	子ども					大人					合計 (人)
	小学生	中学生	高校生	不明 その他	計	父又は 母	親族 (祖父母等)	学校 関係者	不明 その他	計	
25年度	15	106	18	43	182	87	13	1	9	110	292
26年度	48	65	89	18	220	141	15	7	46	209	429
27年度	6	215	160	4	385	123	6	21	23	173	558
28年度	20	579	61	7	667	113	19	35	22	189	856
29年度	27	205	182	11	425	139	10	17	17	183	608
30年度	4	17	101	6	128	105	24	64	18	211	339

#### (3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

区分	子ども						大人					合計 (人)
	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明 その他	計	父又は 母	親族 (祖父母等)	学校 関係者	不明 その他	計	
25年度	4	43	134	25	30	236	3	0	23	28	54	290
26年度	9	104	82	143	24	362	9	0	44	15	68	430
27年度	4	38	250	158	7	457	7	2	82	10	101	558
28年度	3	88	606	39	11	747	75	0	24	10	109	856
29年度	1	57	237	191	12	498	29	1	63	17	110	608
30年度	7	77	62	113	10	269	6	0	39	25	70	339

#### (4) 相談方法別件数(延べ件数)

区 分		窓口相談	電話	FAX	メール	手紙	訪問	合計(件)
25 年度	初回相談の件数	14	68	1	21	3	0	107
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	30 (2.1)	90 (1.3)	1 (1.0)	161 (7.7)	6 (2.0)	0 (-)	288 (2.7)
26 年度	初回相談の件数	21	73	0	23	2	0	119
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	47 (2.2)	220 (3.0)	0 (-)	151 (6.6)	8 (4.0)	0 (-)	426 (3.6)
27 年度	初回相談の件数	15	70	0	11	0	0	96
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	42 (2.8)	188 (2.7)	1 (-)	316 (28.7)	1 (-)	10 (-)	558 (5.8)
28 年度	初回相談の件数	23	68	0	9	4	2	106
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	56 (2.4)	201 (3.0)	1 (-)	582 (64.7)	9 (2.3)	7 (3.5)	856 (8.1)
29 年度	初回相談の件数	25	56	0	19	5	0	105
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	50 (2.0)	169 (3.0)	1 (-)	359 (18.9)	21 (4.2)	8 (-)	608 (5.8)
30 年度	初回相談の件数	17	57	0	13	3	0	90
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	47 (2.8)	177 (3.1)	0 (-)	106 (8.2)	4 (1.3)	5 (-)	339 (3.8)

#### (5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区 分		10 時～12 時	12 時～14 時	14 時～16 時	16 時～18 時	受付時間外	合 計(件)
25 年度 (延べ 282 件)	子ども	14	17	29	72	43	175
	大人	33	23	16	25	10	107
26 年度 (延べ 418 件)	子ども	21	20	40	95	35	211
	大人	57	44	31	66	9	207
27 年度 (延べ 557 件)	子ども	37	64	99	161	23	384
	大人	34	37	40	51	11	173
28 年度 (延べ 847 件)	子ども	69	110	171	230	78	658
	大人	48	42	31	57	11	189
29 年度 (延べ 608 件)	子ども	50	39	64	150	102	405
	大人	51	30	42	52	7	182
30 年度 (延べ 321 件)	子ども	19	20	24	48	14	125
	大人	67	41	52	45	5	210



(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてののみ)

区分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)	
25年度 (延べ120件)	電話相談	子ども	9	1	0	0	0	10
		大人	50	22	7	1	0	80
	訪問相談 窓口相談	子ども	0	5	6	0	0	11
		大人	0	8	10	1	0	19
26年度 (延べ267件)	電話相談	子ども	49	7	2	0	0	58
		大人	137	22	3	0	0	162
	訪問相談 窓口相談	子ども	4	6	7	0	0	17
		大人	8	7	14	1	0	30
27年度 (延べ240件)	電話相談	子ども	41	6	1	0	0	48
		大人	113	27	0	0	0	140
	訪問相談 窓口相談	子ども	2	2	19	1	1	25
		大人	3	3	17	2	2	27
28年度 (延べ264件)	電話相談	子ども	39	8	1	0	0	48
		大人	118	28	7	0	0	153
	訪問相談 窓口相談	子ども	2	11	17	2	1	33
		大人	5	8	14	3	0	30
29年度 (延べ227件)	電話相談	子ども	38	7	1	0	0	46
		大人	98	20	5	0	0	123
	訪問相談 窓口相談	子ども	4	5	13	0	0	22
		大人	13	5	17	1	0	36
30年度 (延べ229件)	電話相談	子ども	15	5	0	0	0	20
		大人	141	14	2	0	0	157
	訪問相談 窓口相談	子ども	6	7	7	4	0	24
		大人	3	4	13	8	0	28

## (7) 相談内容の内訳

区分		交友関係	不登校	いじめ	教職員等の指導	学校等の対応	家族関係	子育ての悩み	心身の悩み	家庭内虐待	進路問題	金銭問題	行政機関等の対応	その他(※)	不明	
25年度	実件数42件 (延べ182件)	子ども	19 (115)	1 (1)	4 (7)	3 (13)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	5 (23)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (16)	0 (0)
	実件数65件 (延べ106件)	大人	2 (4)	2 (3)	2 (8)	7 (13)	6 (15)	6 (13)	18 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	21 (23)	0 (0)
26年度	実件数44件 (延べ219件)	子ども	15 (65)	1 (4)	3 (26)	4 (15)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	11 (96)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)
	実件数75件 (延べ207件)	大人	2 (3)	5 (45)	8 (21)	9 (31)	7 (15)	10 (20)	13 (27)	3 (8)	3 (16)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	10 (14)	2 (2)
27年度	実件数34件 (延べ385件)	子ども	14 (140)	1 (150)	4 (56)	4 (15)	0 (0)	4 (13)	0 (0)	3 (6)	1 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	実件数62件 (延べ173件)	大人	5 (13)	5 (15)	7 (16)	11 (53)	6 (32)	5 (7)	7 (18)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (14)	2 (2)
28年度	実件数36件 (延べ667件)	子ども	3 (15)	1 (299)	4 (10)	3 (4)	0 (0)	5 (68)	0 (0)	9 (102)	1 (3)	4 (157)	0 (0)	0 (0)	4 (6)	2 (3)
	実件数70件 (延べ189件)	大人	3 (7)	10 (35)	8 (12)	8 (16)	4 (24)	5 (8)	16 (61)	0 (0)	2 (2)	1 (6)	0 (0)	2 (3)	11 (15)	0 (0)
29年度	実件数41件 (延べ425件)	子ども	9 (34)	3 (178)	0 (0)	7 (11)	0 (0)	7 (24)	0 (0)	10 (152)	0 (0)	5 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数64件 (延べ183件)	大人	4 (11)	11 (42)	4 (10)	7 (50)	5 (13)	6 (12)	13 (21)	0 (0)	4 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (12)	0 (0)
30年度	実件数29件 (延べ128件)	子ども	5 (34)	1 (10)	3 (11)	4 (7)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	9 (51)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	1 (1)	1 (4)
	実件数61件 (延べ211件)	大人	3 (4)	5 (23)	1 (1)	9 (42)	7 (71)	6 (12)	17 (36)	0 (0)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (17)	0 (0)

(※) には、「学校等の事故」「子どもの福祉的処遇」が含まれています

## 2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	2	0	30	35	(3件、35回)
26年度	1	4	2	1	1	25	34	(6件、34回)
27年度	0	10	3	1	0	15	29	(5件、29回)
28年度	7	7	0	2	21	10	47	(8件、47回)
29年度	2	31	4	10	30	0	77	(11件、77回)
30年度	0	2	0	6	0	0	8	(5件、8回)

## 3 調査活動の状況

### (1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
25年度	1	2
26年度	0	0
27年度	0	0
28年度	0	0
29年度	0	0
30年度	0	0

### (2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他	子ども 保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	0	0	0	3	(2件、3回)
26年度	4	0	0	0	0	7	11	(2件、11回)
27年度	0	0	3	0	0	0	3	(1件、3回)
28年度	0	0	6	0	1	0	7	(1件、7回)
29年度	5	7	0	0	0	0	12	(2件、12回)
30年度	3	4	0	0	21	0	28	(6件、28回)





## **VII 参考資料**

---

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿



## Ⅶ 参考資料

---

### 1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日  
条例第七十三号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条一第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条一第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条一第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条一第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

##### (定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

##### (基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

##### (大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。



## 第二章 子どもにとって大切な権利

### (子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

### (安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

### (自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

### (豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

### (意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

## 第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

### (子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

### **(子どもの育ちへの支援)**

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

### **(保護者への支援)**

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

### **(子どもの命と安全を守る取組)**

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

### **(子ども会議)**

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

### **(子どもの権利の保障の行動計画と検証)**

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

## **第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復**

### **(相談と救済)**

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

### **(子どもの権利擁護委員)**

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

### **(委員の職務)**

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

#### **(委員の人数、任期など)**

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

#### **(勧告の尊重と委員への協力)**

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

#### **(調査相談専門員)**

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

## **第五章 雑則**

### **(委任)**

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

## **附 則**

### **(施行期日)**

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

## 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

平成31年3月31日現在

### (1) 青森市子どもの権利擁護委員

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学院教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士 公認心理師

### (2) 調査相談専門員

氏名	期間
佐藤 実花	平成25年5月1日～平成31年3月31日
藤原 英里子	平成28年4月1日～
長尾 慶子	平成30年4月1日～平成31年3月31日

---

## 平成 30 年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書

---

令和元年 5 月発行

発行 青森市子どもの権利相談センター

〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16 番 1 号 青森市総合福祉センター 2F

TEL 017-763-5678 / FAX 017-763-5678

メール [ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp](mailto:ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)

---